

2025年版

# 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

## －南西アジア編－

(2024年11月～2025年2月実施)

2025年9月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

# 目次

## 3. 南西アジア地域

† インド .....	1
スリランカ.....	32
† パキスタン.....	33
† バングラデシュ .....	35

(注) \*印は、APEC 諸国・地域

(注) †印は、ASEM 諸国・地域

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	最低株主数要件	・ Private Listed Companyは複数株主が必要で無関係の個人株主に入ってもらふ必要がある。 インド会社法上のPublic Companyの場合、最低株主数を7名以上とする法的制約があることで、あまり経営に関与していない個人株主が存在する場合があります、M&Aに際して同株主の同意取得に費用・時間を要した。	継続	・ 株主数の制限を緩和して、他国並(2名以上)として頂きたい。	
2	日機輸	最低株主数要件	・ 新法においても、非公開会社の最低株主数2名の規制が残り、100%子会社の場合に不必要な手続き・費用をかけている。現時点でも1株のみの親会社を設けるなど、ほぼ実益なく、改訂が望まれる。	継続	・ 最低株主数1名を認めて頂きたい。	
3	日機輸	Put権への制約	・ 契約上のロックイン期間とは別に増資後最低1年間はput権行使できないというインド準備銀行（RBI）規制の存在により、最終増資から1年後までPut Option行使を待つ結果となり、Exitに時間を要した。	継続	・ RBI規制のロックイン期間の規制を解除頂きたい。	・ RBI規制
4	日機輸	M&Aに際しての高等裁判所・中央銀行の許認可の遅延（外資規制）	・ インド会社分割法制をこの際に利用してM&Aを実施したが、高等裁判所の許可を得るまでに1年以上を要した。 現在は製造業への投資では同規制は撤廃された理解だが、外資の出資比率が50%以上のインド企業を通じて、他のインド企業への投資を行う場合（当社のインド子会社による買収などを想定）、政府の事前承認が必要（Downstream Investmentへの規制）は残っており、インド国内での事業の拡大や多角化が難しい。（外資規制）	継続	・ M&Aに際しての高等裁判所の許認可プロセスの簡素化、Downstream Investmentへの規制を緩和頂きたい。	
5	日機輸	清算・減資のハードルの高さ	・ インドでは従来より事業撤退等のハードルが高いと言われており、実務的なハードルの高さや要する時間の長さの問題認識あり。 特に閉鎖にあたってのCooling Period（1～1.5年もの間、業務を行っていない期間）や諸手続きの遅延等により数年を要してしまう。	変更	・ 法律に規定された手続きの適切な運営と明確な対応。 ・ 税務当局の適切な処理。	・ 新会社法
6	自動部品	人件費高騰でのインド商習慣による人件費上昇分の回収困難	・ 急激な経済成長に伴い、毎年10%以上の賃上げは不可避の状況で今後も続くことが予想されている。合理化にも限界があり、今後経営の足かせとなる事が予想されるが、インドの商習慣として客先への打上げや回収は困難（当社のみならず、他サプライヤーも打上げはせず自社で何とか吸収しようとする風潮⇒昔の日本の客先とサプライヤーの様な上下の関係）。	新規	・ 日本もかつては価格転嫁は難しかったが、政府主導で大企業などへの指導を行った事で、商習慣は大きく変わった。インドも同様に政府主導でOEMを指示、指導をして貰いたい。	
7	日機輸	日本の親会社からインド子会社への貸付の不可	・ 現行では最短で5年の長期ローンしか設定できず短期での貸付ができないため、短期的に運転資金が不足する場合に対応に苦慮する場合がある。	継続	・ 日本の親会社からインド子会社への短期貸付ができるようにして頂きたい。	
8	日鉄連	輸入最低価格設定	・ 1998年12月11日、政府の輸出入政策（5年毎/現行1997年4月-2002年3月）の臨時措置として、輸入最低価格制度が導入され、廉価の鉄鋼製品輸入に歯止めを掛けた。その後、国内リローラー・ユーザー組合が政府に当該措置撤廃を要請。これを受けて1999年12月最低価格の下方修正、さらに2000年1月には撤廃が発表された。しかし、国内鉄鋼メーカーがこの撤廃措置を不当としてカルカッタ高等裁判所に提訴し、係争中。審議中の扱いで輸入最低価格制度は効力がないとの解釈から制限を無視して輸入されているのが実態。	継続	・ 制度の撤廃。 ・ 手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化・透明性向上。 ・ 規格取得にかかるガイドラインの早期開示、施行までの期間延長。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>－2016年2月5日、173HSコードについて最低価格設定（MIP：Minimum Import Price）を設定し、それを下回る価格の輸入（CIFベース）については、輸入禁止とする措置を導入。2016年2月5日に官報告示即日導入。当初6か月継続実施の予定。</p> <p>－2016年8月5日、対象を66HSコードに削減のうえ、2か月措置延長。</p> <p>－2016年10月5日、上記措置を2か月延長。</p> <p>－2016年12月5日、対象を19HSコードに削減のうえ、2か月措置延長。</p> <p>－2016年12月20日、日本政府がインド政府に対し、鉄鋼製品に対するセーフガード措置等について、世界貿易機関（WTO）協定に基づく協議を要請。</p> <p>－2017年2月4日、延長官報等は公示されず措置終了。</p> <p>－2017年2月6-7日、日本政府が二国間協議を実施。（措置が終了していたため、パネル設置要請は実施されず）</p> <p>－2019年2月6日、印国内ミルのMIP再導入の要望を受け、印国内鉄鋼関係者がMIP再導入を検討するミーティングを実施。</p>			
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	医機連	高輸入関税	・インドにおけるコンタクトレンズ及びケア用品の輸入関税が25%前後かかり、価格競争が厳しいインドにおいては、患者への負担が必要以上に生じ、必要な医療機器を患者に提供する上での阻害要因となっている。	継続	・税率の引き下げ、もしくはEPAやFTAによる税制の特例優遇措置。	
2	時計協	高輸入関税	・社会福祉課徴金に加え、IGSTも課せられるため、実効関税率は非常に高くなっている。	継続	・統合や税額控除・相殺の実施状況を見守りたい。	・関税法
3	時計協	高輸入関税	<p>(改善)</p> <p>・相殺関税と特別追加関税がIGSTへ統合された。</p> <p>・事業として使用する物品・サービスの提供を受けるGST登録者は、当該仕入税額控除を課税売上に係る税額と相殺が可能となった。</p> <p>・日本インド包括的経済連携協定（日印EPA）により、日本原産の時計関税は撤廃された。しかし、その後の運用を見守る必要がある。</p>	継続		
4	日機輸	ITA協定の不履行(関税率引き下げの未実施)	・2017年7月1日からインド政府通達で、WTO ITA対象品目であるインクカートリッジ製品やコンパクトプリンタが課税対象となっている。また、2024年10月1日からインドの2024年 国家予算案で、WTO ITA対象品目であるトナーカートリッジを対象に、関税コードの変更により関税率の引き上げ（0%→10%）が実施された。	変更	・WTO ITAにおいて既に関税撤廃となっているため、無税扱いとすることをお願いしたい。	・ Notification No.56/2017-Customs issued on Jun.30,2017 The Finance (No2) BILL, 2024
5	日機輸	関税率引き上げ	・2017年12月14日発効のインド政府通達によって、ネットワークカメラ（10%→20%に引き上げ）の関税率が引き上げられた。	継続	・WTO ITAルールに違反していないことは認識しているが、従来の関税率と同等にして頂きたい。	・ Notification No.91/2017-Customs issued onDec.14,2017
6	日機輸	関税率引き上げ	・インド政府通達によって、IPカメラ（ネットワークカメラと同様に）の関税率が10%→20%に引き上げられ、20%の高関税が適用されている。	継続	・WTO ITAに違反していないことは認識しているが、従来の関税率と同等にして頂きたい。	・インド輸入関税率表
7	日鉄連	アンチダンピング措置の濫	・2016年4月、日本、中国、韓国、ウクライナからの冷延鋼板類に対するアンチダンピング調査開始。	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		用	<ul style="list-style-type: none"> <li>-2016年8月、暫定措置（6か月）。</li> <li>-2017年5月、最終決定公示。輸入価格が576米ドル/トンを下回る場合、差額を暫定アンチダンピング税として賦課する（5年間）。</li> <li>-2021年3月、商工省がアンチダンピング措置延長調査を開始。</li> <li>-2021年9月、商工省がアンチダンピング措置延長調査の結果、最終決定クロを告示（財務省への課税建議）。</li> <li>-2022年1月、財務省が「商工省による課税建議を受け入れない」旨、告示（理由等は不明）。</li> <li>-2022年3月、インド国内産業がCESTAT(関税・物品税サービス税審判委員会)に財務省の決定に対して不服申し立てを申請。</li> </ul>			
8	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年4月、日本、中国、韓国、インドネシア、ブラジル、ロシアからの熱延鋼板類および厚板に対するアンチダンピング調査開始。</li> <li>-2016年8月、暫定措置（6か月）。</li> <li>-2017年5月、最終決定公示。輸入価格が478～561米ドル/トンを下回る場合、差額を暫定アンチダンピング税として賦課する（5年間）。</li> <li>-2021年3月、商工省がアンチダンピング措置延長調査を開始。</li> <li>-2021年9月、商工省がアンチダンピング措置延長調査の結果、最終決定クロを告示（財務省への課税建議）。</li> <li>-2022年1月、財務省が「商工省による課税建議を受け入れない」旨、告示（理由等は不明）。</li> <li>-2022年3月、インド国内産業がCESTAT（関税・物品税サービス税審判委員会）に財務省の決定に対して不服申し立てを申請。</li> </ul>	継続		
9	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年7月、日本、中国、韓国、台湾、香港、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、シンガポール、UAE、EU、米国、メキシコ、南アフリカからのステンレス鋼板（熱延・冷延）に対するアンチダンピング調査開始。</li> <li>-2020年12月、商工省が最終決定告示。67～474米ドル/トンのアンチダンピング税賦課を財務省に建議。</li> <li>-2021年3月、財務省が「商工省による課税建議を受け入れない」旨、告示（理由等は不明）。</li> <li>-2021年11月、インド国内産業がCESTAT(関税・物品税サービス税審判委員会)に財務省の決定に対して不服申し立てを申請。</li> </ul>	継続		
10	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年6月、日本、韓国、シンガポールからの電気亜鉛めっき鋼板に対するアンチダンピング調査開始。</li> <li>-2022年7月、商工省が最終決定告示。0～64.08米ドル/トンのアンチダンピング税賦課を財務省に建議。</li> <li>-2022年10月、財務省が最終決定告示。商工省による建議通りのアンチダンピング税を5年間賦課する旨を決定。</li> </ul>	継続		
11	自動部品	アンチダンピング課税措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年、中国からの電子基板に対するアンチダンピング課税の導入（0%→最大30%）に伴い、部材の急な切替を余儀なくされた。自動車部品は急な切替対応は難しく、切替実施までの期間、アンチダンピング課税を受け入れざるを得ず、余計な費用が発生してしまう。</li> </ul>	継続	・反ダンピング課税の発行から施行までの間、一定期間の猶予を設けて欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
12	日鉄連	セーフガード措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年9月7日、熱延鋼板（コイル）に対するセーフガード調査開始。</li> <li>－2015年9月14日、財務省が20%の暫定セーフガード税賦課決定（最長200日間）。</li> <li>－2015年9月14日から財務省が2年半のセーフガード税賦開始（2018年3月13日、措置終了）。</li> <li>－2016年12月20日、日本政府がインド政府に対し、鉄鋼製品に対するセーフガード措置等について、世界貿易機関（WTO）協定に基づく協議を要請。</li> <li>－2017年2月6-7日、日本政府が二国間協議を実施。</li> <li>－2017年4月3日、パネル設置が決定。</li> <li>－2017年6月22日、パネル委員長および委員が決定。</li> <li>－2018年11月6日、パネル報告書の公表。日本の主張は概ね認定された。</li> <li>－2018年12月14日、インド政府が上級委員会に上訴。</li> <li>－2018年12月21日、日本政府が上級委員会に反上訴。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用除外の設定、措置の撤廃（特に15.9から開始の熱延鋼板に対するセーフガード調査は、WTO協定との整合性に疑義あり）。</li> <li>・制度の撤廃。輸入の禁止・制限することについては、WTO協定に対する強い不整合が疑われる。</li> </ul>	
13	日鉄連	セーフガード措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドコークス生産者からの要請を受け、インド政府が2023年6月に輸入コークスに対するセーフガード調査を開始、2024年12月26日に以下輸入コークスへのセーフガード発動を決定。</li> <li>・コークス輸入（fine/breeze/低Pコークスを除く）を2025年1月より四半期ベースにて国別に輸入数量を管理。</li> <li>・輸入制限は2025年1-6月まで。ただしインド政府は、この措置が適切と判断した場合において、これを見直し、延長することができる。</li> </ul>	新規	措置撤廃	Trade Notice No. 25/2024-25
14	日鉄連	セーフガード措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年12月19日、非合金・合金鋼鋼板類に対するセーフガード調査開始。</li> </ul>	新規		
15	自動部品	関税分類の不統一・恣意性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年に関税率10%（HSコード：8714910）で輸入していた原材料に対して、インド税関の指示により関税率15%（HSコード：87141090）に変更された。</li> <li>しかし、弊社は訴訟を起こし勝訴し、追加で支払っていた輸入税の差額分の払い戻しを受けた。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判定基準の情報公開をして頂きたい。（不当な関税率の変更・不要な訴訟対応を生じさせないようにするため）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Customs order no. 1295/2021-22 dt. 21/10/21.</li> <li>・ Refund order no. 08/2023 dt.11.01.23</li> </ul>
16	日機輸	関税分類の不統一・恣意性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本-インド間では日本・インド包括的経済連携協定が締結されており、対象HSコードの品目については、特定原産地証明書の発行によりインド側での輸入関税が免税となる。日本で生産された建設機械の殆どが免税対象であるが、ホイローダー(HSコード:842951000)のみ対象外。輸入関税7%が発生した。</li> <li>※2021年10月にインド税関より急遽84295900から84295100への変更指示を受領</li> <li>2021年10月以前までは84295900を使用して免税を取得。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホイローダーに関しても他の建設機械と同様に免税を認めて頂きたい。</li> </ul>	
17	自動部品	関税分類の不統一・恣意性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社は、2022年度に2017～2021年度の税務当局の監査を受けたが、使用するHSコードに対する指摘を受け、差額税を利息付きで支払うよう通知された。</li> <li>当社は法廷へ異議を控訴している。</li> </ul>	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HS コード判定基準の統一化と公開。</li> </ul>	
18	自動部品	関税分類の不統一・恣意性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来より輸入国側にて税関や乙仲業者との合意のもと輸入HSコードが取り決められ通関が行われてきたが、インド・ニューデリー税関監査</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドでは、2020年12月より非面型審査制度(Faceless Assessment)の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非面型審査制度(Faceless Assessment)</li> </ul>

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			(2024/1/26～)があり、その後輸入HSコードの変更を要求される事例が発生した。 2種のHSコードは取り下げられたが、2種のHSコードは現在抗弁中。		導入により、どの税関の審査に当たるかはインド輸入地に関係なく246税関にランダムに決定されるが、税関によりHSコードの見解が違う場合があり、インド税関として統一の見解を示して欲しい。	
19	日機輸	関税分類の不統一・恣意性	・税収増を目的として、より税率の高い関税分類を適用させるため、輸入者に対して適用すべき関税分類の指摘があり、解釈間違いを認めた場合、様々な法律を適用され、差額、金利、ペナルティの支払いが発生する。 また、明確な判断基準、適用根拠の説明がなく、解釈も極めて曖昧。係争になった場合、役所の許可が出るまで販売ができず、仮販売許可を得られるまでの手続きが不明確で時間を要する。	継続	・明確な判断基準の設置と適用根拠の説明をして頂きたい。 ・税関手続きの透明性を高めて頂きたい。	
20	日農工	HSコードの認識相違・曖昧	・各国税務官でHSコードの特定に差異が見られFTA申告の際に齟齬が生じる。	新規	・各国のHSコード対応の統一性を要望する。	
21	JPETA	HSコードの認識相違・曖昧	・Light Weight Coated Paper輸出時のHSコードは4810.22/4810.29に区別される。このコードは機械パルプを10～50%含むとなっているが、日本のメーカーで機械パルプを使用して生産しているメーカーはほとんどないため輸出販売が非常に困難となっている。	継続	輸入時、HSコード4810.22/4810.29の規制緩和、撤廃を行って欲しい。	
22	日機輸	輸入通関手続きの煩雑・遅延	・CY(コンテナヤード)内の通関ではなく、ICD(Inland Container Depot)、CFS(コンテナフレートステーション)での通関となり、CYからの横持ちが常に発生する。	継続		
23	医機連	輸入通関手続きの煩雑・遅延	・欧州から輸出した場合も含めて、Made to Orderのレンズを代理店に輸出する際、輸入手続きの時間がかかり、結果、患者に届く時間がかかり、一部患者は待ちきれず、他のレンズを選択するケースがある。	継続	・製品輸入手続きを迅速にするための枠組構築。	
24	自動部品	SVB手続きの複雑・遅延・コスト増	・インド国外の関連会社から物品や設備を輸入しているが、インドへの輸入にはSVB(Special Valuation Branch)プロセスと呼ばれる追加手続きが必要となるが、この手続きは大変複雑で時間とコストが掛る。	新規	・SVBプロセスの簡素化して頂きたい。	
25	医機連	通関手続き上での必要書類とラベルの記載事項	・真空採血管の原材料(樹脂、化学品)をインド採血管メーカー複数社に販売中だが、現地輸入通関時の①船積書類以外の必要書類、②製品貼付ラベルへの記載事項に統一性がない。 現地の規制の問題なのか、対応通関士の問題なのか、通関当局とフォワーダーの関係性の問題なのか特定する事が出来ていない。	新規	・具体的な規制の有無。 ・必要書類一覧。 ・ラベルへの必須記載事項。	
26	日機輸	輸入時の製品表示義務	・輸入時の製品表示義務について、以下の問題がある。 ①インドの「輸入時」までに小売包装上にラベル表示を実施する義務が存在し(※1)、輸入前にインド向け小売包装を完成させる必要が生じている。本来、小売包装パッケージ上のラベル表示は市場の顧客のためにインド流通前に完成すればよく、「輸入時」の義務とする必然性はないのではないか。 ②本義務の監査において、地方当局の法解釈に矛盾やあいまいな点が見受けられる。本義務の違反に対しては法文上禁固刑が課される可能性も	新規	・以下を要望する。 ①製品上のラベル表示を「輸入時」の義務と定めるインド対外貿易総局の"IMPORT POLICY"(※2)を再検証いただき、特段かつ正当な理由なき場合は、ラベル表示を「輸入時」の義務対象から除外して頂きたい。 ②地方当局によって解釈や判断にバ	・(※1) The Legal Metrology (Packaged Commodities) Rules, 2011 ・(※2)【文書名】ITC (HS), 2022 SCHEDULE 1 – IMPORT POLICY 【参照先】 <a href="https://www.dgft.gov.in/CP/?">https://www.dgft.gov.in/CP/?</a>

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			あり、現地での拘束リスクをできる限り回避するため、慎重な対応が必要となっている。		ラツキが出ないよう、ラベル表示義務について中央政府による指導・統制を実施して頂きたい（例：ガイドラインの提示など）。矛盾やあいまいさのある解釈・判断によって、日本人出向者を含む現地役員・従業員が禁固刑となる可能性が存在することは看過できない問題であると考える。	<a href="#">opt=itchs-import-export</a> 【該当箇所】 "GENERAL NOTES REGARDING IMPORT POLICY"→5. Packaged Products
27	JEITA	保税倉庫 (FTWZ)間の通関手続の煩雑・遅延	・保税倉庫(FTWZ)から顧客の保税倉庫(CBW)へ保税転送する際、1日目、当社が出荷書類を作成、その間に税関の現物確認(Exam)を受け、2日目に荷受け側が出荷書類を元に税関から2種類のCertificationを受領する。その後3日目以降に当社がCertificationを荷受人から受け取り、書類評価(Assessment)を受けたのちによりやく出荷できる。ExamとAssessmentのタイミングは1日に2回のみのため、在庫を緊急時に出荷対応ができない。	継続	・左記のプロセスの簡略化、もしくはOnline化による手続きの加速化。	
28	時計協	税関担当者の未熟	・税関担当者の環境法規制理解が不十分なため、法令対応していても税関トラブルが発生することがある。	継続	・税関担当者の教育、質の向上。	・プラスチック廃棄物管理規則
29	時計協	ATAカルネの利用限度	・インドはATAカルネ (Admission Temporary Agreement:物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約)に参加しているものの、サンプル持込の用途が大規模な展示会等に限定されている。	継続	・適用範囲を商品見本条約のサンプルまで拡大することを希望。	・物品の一時輸入のための通関手続きに関する条約 (ATA条約)
30	医機連	薬事登録申請手続きの長期化、公聴会の問い合わせ窓口の不在	・薬事登録及びCDCSO (印薬事当局) 公聴会において、以下の問題がある。 －薬事登録を進める上で、申請書類を出しても、レビューが終わり、フィードバックが来るのに時間がかかる。(CDSCO (印薬事当局) からは1ヵ月で連絡が来ると言われているが、3~4ヵ月もかかる。) －定期的に開催される公聴会 (CDCSO (印薬事当局) の役人に申請に関してヒアリングをする場) 以外の問い合わせ窓口が無く、状況の確認が出来ない。 －公聴会でヒアリングをしても、マニュアル通りの回答しか出てこず、個々の案件に関する具体的な回答が出て来ない。	継続	・薬事規制変更の十分な移行期間の確保、薬事承認プロセスの効率化、迅速化。 ・インド当局に、書類の審査に要する時間の短縮。 ・対応する担当官の数の増加によるスピードアップ。 ・公聴会にて、個別の案件に則して具体的な回答が出せる体制づくり。	
31	日機輸	個人消費荷物の電化製品への輸入禁止・日本食輸入関税率の変更	・個人消費 (利用) の輸入荷物につき、電化製品が「原則禁止」されている。 2019年8月、インド/ムンバイの日本食輸入関税率が変更された。 43.8% (関税+物品サービス税の合計) 送り状記載の金額 (JPY) をルピーへ換算に課税 (商品価格ではないとのこと)。	継続	・制限緩和を検討して頂きたい。	
32	日商	中古機械の輸入規制	・2025年9月より中古資本財の輸入に規制が導入される。おもに中国等からの生産移管に大きな障害となること。	新規		
33	印刷機械	日インド CEPAの特恵	・印刷機は一般規則にあたり、CTSH、かつVA35%の証明が必要。コロナ禍までは問題なく証明出来ていたが、昨今のサプライヤーからの値上に対し、顧客への販売価格がタイムリーに転嫁出来ておらず、証明のた	継続	・関税分類変更基準の見直し、もしくは新たな協定へのインドの加入。	

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		関税適用の煩雑	めのサプライヤー証明を多く取得する必要が出てきた。RCEPへの加入が実現していればCTHでの証明となっていたと思われるが、インド独特の関税分類変更基準が証明に対して労力がかかる。			
34	自動部品	日インド CEPAの特恵関税適用の煩雑	・インドへの輸入品に対する日・インド包括的経済連携協定（CEPA）特恵関税適用の為に、付加価値基準/関税番号変更基準の両方を満たす必要があり、取得に時間と労力がかかる。	継続	・関税番号変更準、付加価値基準何れかを満足すれば判定番号が交付されるようにして欲しい。	
35	日機輸	日インド CEPAの原産地認定基準の厳格・煩雑	・日本・インド包括的連携協定（CEPA）利用条件（例：ビデオカメラ）として、付加価値基準35%の証明に加え、HSコード変更基準の証明も必要となっている等、原産地基準を満たすハードルが高く、全ての必要書類を揃えるのに1製品で1年を要し、EPA適用を断念せざるを得なかった。高関税（例：ビデオカメラ10%、レンズ10%等）の対応策としての日印EPAは機能せずに事実上の貿易障壁となっている。	継続	・今後の交渉時に、日・インド包括的経済協定の原産地規則を簡素化（HSコード変更基準又は付加価値基準の選択制）して頂きたい。	・日本・インド包括的経済連携協定
36	時計協	日インド CEPAの原産地認定基準の厳格・煩雑	・EPA申請に伴う国内での原産地証明取得手続きにおいてサフィックスを含む機種ごと、出荷単位ごとに原産地取得をしており、膨大な時間と都度費用発生という観点から極めてロスが大きい作業となっている。	継続	・サフィックスまで含めた複雑な個別管理の緩和。 ・申請及び費用発生を、出荷単位ではなく、新製品・未登録製品追加時のみに緩和。	
37	日機輸	日インド CEPAの原産地認定基準の厳格・煩雑	・日印CEPAの原産地規則は多くの製品についてRVCとCTCの両基準の充足を要求しており、特恵原産地証明書を取得するのに時間と手間がかかる。	継続	・RVCとCTCの一方を満たせば足りるように変更する等、原産地規則を緩和して欲しい。	・日印CEPA
38	日機輸	日インド CEPAの原産地認定基準の厳格・煩雑	・原産割合を証明するものとして、輸入品の生産プロセスや原価明細など、サプライヤーやメーカーの企業機密にあたる情報など、輸入者にとって現実的に入手不可能な情報の開示を求められる。本来そのような詳細情報は関税当局が輸出国の検認当局に情報を求めるべきであるが、当局はそれをせず、輸入者に情報開示を求めるため、輸入者には対応不可能であり、最終的に特恵関税の適用を断念せざるを得ず、多大な税コストの増加につながっている。また、関税当局より原産地証明への検認当局側の署名者に関する質問など、本来、当制度の趣旨にあわない問い合わせもあり。これら対応のために通関に要する時間が増大し、不要な保管料、金利が発生している。	継続	・現実的に証明不可能な情報を求めないこと。 ・そのような運用にならないように法制度を改正すること。 ・或いは、当局担当者に制度主旨への理解を徹底すること。	・関税法第28DA
39	日機輸	日インド CEPAの原産地認定基準の厳格・煩雑	・一般規則でCTSHとRVC35%両方満たす必要があり、証明のハードルが高い。 品目別規則が設定されているものには、CTHとRVC40%を両方満たす必要があるなど、さらにハードルが高くなっているものがあり、原産性証明の工数がかかり、また規則を満たさないケースもある。	新規	・原産地規則の緩和。 －一般規則より厳しい品目別規則の撤廃。 －関税番号変更基準と付加価値基準の選択制等調整・交渉頂きたい。	
40	日機輸	非特恵原産地規則の未整備・不明確	・非特恵原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	新規	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
41	日化協	市況下落によるEPA取得に係る付加価値基準の適用不可	・インドはプラスチックの1種であるエチレン酢酸ビニル共重合体（EVA）の一大需要地である。日本からの輸出に際しEPA取得は付加価値基準となっているが、市況が大幅に下落しているため実質的に適用不可となっている。市況下落の原因は中国品の新規プラント増設による供給増のため、今後回復する見込みは薄い。一方韓国→インドの輸出は関税非課税のため、価格で比較された際に非常に不利な状況となっている。（関税）日本→インド 6.5%（EPA適用無し）、韓国→インド0%	継続	・関税を撤廃、もしくは適用基準を分類番号変更基準へ変更。	
42	日鉄連	原産地証明書 CAROTAR2020の不透明、手続の煩雑・遅延	・2020年8月、インド財務省が貿易協定上の原産品判定における管理厳格化策（CAROTAR）を公示。9月施行。鉄鋼製品に限らず、インドが締結する各貿易協定における全ての特惠税率当該品が対象。輸入者が特惠税率を受けるために、原産品判定基準に係る情報を保持し、税関当局の求めに応じて開示しなければならず、場合によっては特惠税率の適用が否認される。本来、日本の第三者機関が証明した原産地証明書に疑義または質問があれば、政府間での検認で確認すべきところ、輸入者とインド税関が確認する制度、その結果次第でインド税関の権限で特惠関税の付与を否認できる制度は根本的に問題。インドでは税関港および担当者の解釈が異なることもあり、また、条文の解釈や税関の対応により、過剰な書類提出等が要求される可能性を是らんでおり、通関に支障が生じる可能性が懸念される。	継続	・措置撤廃。 ・（措置撤廃が難しければ）インド当局に対して日本企業への過度な負担とならないよう働きかけを行う。	・ The Customs (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules,2020
43	JEITA	原産地証明書 CAROTAR2020の不透明、手続の煩雑・遅延	・2020年9月の厳格化（CAROTAR2020）施行以降、税関で原産地情報を求められ通関が止まったり、これまでの書類ではFTAの適用が認められなかった等の事例あり。輸入の都度、複雑かつ多数の書類の提出が必要で、実質的にFTA適用を断念しているケースもある。	継続	・手続きの簡素化。	・ CAROTAR2020
44	日機輸	原産地証明書 CAROTAR2020の不透明、手続の煩雑・遅延	・法令CAROTAR 2020の施行により税関から要求があった際に重要生産情報の開示に繋がることへの生産現場とサプライヤーの懸念により、原産判定に必要な情報を収集することが今まで以上に困難となる。	継続	・積極的なEPA活用推進とは相反する面もあり、撤廃が最も望ましいが、運用を続けるとしても税関に開示が必要となる情報は明確化して欲しい。	・ CAROTAR2020
45	日機輸	原産地証明書 CAROTAR2020の不透明、手続の煩雑・遅延	・関税法が2020年9月に改正され、輸入時のFTA/EPA審査が厳格化された。新たな税関規則では、特定原産地証明を利用した輸入者に対し原産性に関する情報を保持することを義務付けられ、輸入手続時に追加情報記入のほか、インド税関から要求があった場合には詳細を提出することが必要となった。上記対応に相当の工数がかかっており、また輸入通関の停滞で事業に支障をきたしている。（※通関の停滞案件は2025年4月時点で解決された）	継続	・適正な原産地証明を行っている企業に対しては一定の基準を設けて要求しないよう検討頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
46	日機輸	原産地証明書 CAROTAR2020の不透明、 手続の煩雑・ 遅延	・EPAがあるにも関わらず、インド独自のルール（CAROTAR2020）があるため、必要書類の準備に時間を要する。	継続	・EPAへ一本化して欲しい。	
47	自動部品	輸入税恩典の 突然の変更	・輸入税の恩典（FOB価格の3%の払い戻し）を受けるための申請が煩雑である。 また、この恩典は事前のアナウンスなく、2021年1月より打ち切られ、弊社の生産・販売する製品価格に影響が出ている。	継続	・インセンティブを請求するための手続きの簡素化をして頂きたい。 ・誰もが理解して活用できるように、政策の公示方法の改善をして頂きたい。	・ Advance License is granted under Foreign Trade (Development & Regulation) Act, 1992 (No.22 of 1992) of Govt.India
48	日鉄連	鉄鉱石輸出税 賦課	<p>・2007年2月28日、インド財務省は、税込確保とインド国内鉄鉱石資源温存のため、鉄鉱石輸出につきトンあたり300ルピーを一律課税することを発表（3月1日実施）。</p> <p>2007年5月以降、複数回に亘り税制を変更している（以下参照）。</p> <p>-----塊鉱-----粉鉱-----ペレット</p> <p>2007年5月3日-----変更なし-----トン当たり50ルピー-----N/A</p> <p>2008年6月13日---FOB価格の15%-----N/A</p> <p>2008年10月31日--変更なし-----トン当たり200ルピー--N/A</p> <p>2008年12月7日---FOB価格の5%-----撤廃-----N/A</p> <p>2009年12月24日--FOB価格の10%-----FOB価格の5%-----N/A</p> <p>2010年4月29日---FOB価格の15%-----変更なし-----N/A</p> <p>2011年2月28日---FOB価格の20%-----FOB価格の20%-----N/A</p> <p>2011年12月30日--FOB価格の30%-----FOB価格の30%-----N/A</p> <p>2014年1月27日---変更なし-----変更なし-----FOB価格の5%</p> <p>2015年6月1日---Fe58%以上FOB価格の30%--変更なし-----変更なし</p> <p>-----Fe58%未満FOB価格の10%--変更なし-----変更なし</p> <p>2015年10月16日--日韓向けのみ、Fe58%以上の</p> <p>-----FOB価格を30→10%に引き下げ--その他は変更なし--変更なし</p> <p>2016年1月6日---変更なし-----変更なし-----撤廃</p> <p>2016年3月1日---Fe58%未満の輸出税(10%)を撤廃-----変更なし</p> <p>2018年2月20日---変更なし-----変更なし-----変更なし</p> <p>2021年1月8日---日本向けのFe58%以上のFOB価格</p> <p>-----30→10%引き下げを撤廃。韓国</p> <p>-----向けも同様に撤廃となった模様。-----変更なし</p> <p>2022年5月22日---一律FOB価格の50%へ引き上げ-----FOB価格の45%</p> <p>2022年11月18日--Fe58%以上：FOB価格の30%へ引き下げ-----撤廃</p> <p>-----Fe58%未満：撤廃</p> <p>鉄鉱石輸出税は、鉄鉱石サプライヤーにとって経済的に大きな負担となっている。また、負担の一部がFOB価格上昇という形で、日本を始め鉄鉱石需要家に転嫁されることもある。</p>	継続	・制度の撤廃。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
49	日鉄連	鉄鉱石の輸出禁止	・2010年7月、違法採掘防止を理由として、カルナタカ州政府が鉄鉱石輸出の禁止を実行。現在は一部の鉱山において操業が再開されているが、輸出は依然として禁止されている状況。	継続	・制度の撤廃。	
50	自動部品	鉄鋼製品輸出時の鉄鋼検査証明書提出義務	・2025年1月から鉄鋼製品を日本から輸出する際に、現地通関のためそれぞれの輸出品の鋼材検査証明書を都度提出する運用に変わったことにより、弊社だけでなく、製品を製造しているサプライヤーやそこに原材料を納めているサプライヤーへの負担が大きくなった。一部サプライヤーからは都度証明書を提出する作業にかかる対価を請求されており、コストが発生している。	新規	・運用方法の見直しを行って頂きたい。	
51	時計協	BIS強制認証対象品目の通関の困難	・リチウム二次電池はインド標準規格(BIS)強制認証の対象品目で、通関時にBIS登録が必須だが、電池メーカーが登録を行わない(輸出が無い)場合、輸出者がBIS登録を行うか輸出を断念する必要がある。最初に製品安全認証を取得後の有効期限は2年と短く、短期間での更新が必要。 Evidence : <a href="https://www.crsbis.in/BIS/app_srv/tdc/gl/docs/brochure.pdf">https://www.crsbis.in/BIS/app_srv/tdc/gl/docs/brochure.pdf</a> <a href="https://www.crsbis.in/BIS/products-bis.do">https://www.crsbis.in/BIS/products-bis.do</a>	継続	・電池の輸送・通関について、国ごとの規制・制度ではなく、国際的な枠組みでの輸送・通関可能な仕組みを構築して欲しい。	・インド標準規格(BIS)
52	日鉄連	BIS強制規格取得製品輸出の管理強化	・2020年12月、インド標準規格局(BIS)がIS規格を取得した鉄鋼製品をインドへ輸出する際、専用のポータルサイトを通じて貨物情報を事前共有することをBISライセンス保有企業向けに要求。ポータルサイトの構造上、ライセンス保有者となるメーカーが登録者となること、商社の顧客情報が示されたBL/Invoiceが必要書類として求められることを確認。情報提供に協力しない場合、保有するライセンスの使用に支障が生じることが懸念される。	継続	・制度の撤廃。 ・(制度の撤廃が難しければ)1ライセンスにつき複数の登録IDを付与するなどのポータルサイトのシステム構成の修正。提出書類をBL/Invoiceより機密性の低い書類とすること。	
53	日機輸	適合性評価手続の厳格化、煩雑・遅延	・鉄鋼製品を含む輸入品を対象に、製品及び製造所毎にインド標準企画局(BIS)の認定取得があるが、認定手続きに時間が掛かっている。また特別除外認定証(Non-objection Certificate)も取得に時間が掛かり、結果インド国内需要家との契約納期通りの出荷が適わなくなっている。	新規	・輸入手続きの簡素化。	・Bureau of Indian Standards
54	日機輸	物流インフラの未整備	・物流インフラについて、以下の問題がある。 －全体的に輸入量が増加しているにもかかわらず、港湾、貨物鉄道駅のインフラ拡張整備が一向に進まず物量に追いついていない。定期的に港湾混雑が発生し、販売に大きく影響している。 －雨季の洪水で鉄道、道路が寸断され、物流リードタイムが大幅に伸びる事態が発生している。 －道路(アスファルト)の質が悪い。舗装しても雨季の洪水で舗装が流されもとのガタガタ道に戻る。 －1時間のスコールで道路に水が溢れ川になる。衛生上も課題がある。	継続	・港湾、貨物鉄道駅の整備。	・National Logistics Policy 2022
4. 為替管理・金融						
1	自動部品	海外送金許可手続の煩雑・遅延	・親子ローン送金には当局(インド準備銀行)の認可が必要であり、機動性に欠ける。	継続		

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	自動部品	海外送金及び企業グループ間送金規制	・インドルピーは規制通貨であり、キャッシュプーリングシステムを導入出来ない。	継続		・外為管理法
3	日農工	船積み書類取扱の不整合	・主にLC決済になるが、銀行間で貿易送金手続きする際に、相手国銀行の求める書類内容が、一般的な要請と異なるため、書類の修正等のやり取りに時間を要し、送金が遅延する。	継続	・国際慣行に合致した書類様式を受け入れて欲しい。	
4	日機輸	外国人の銀行口座凍結とインドルピー海外持ち出し制限	・外国人がインドの銀行に提出しているビザの期限が切れると同時に口座が凍結されるため、帰任後にインド側での支払いや還付があっても口座を使えない。またインド国外へのルピーの持ち出しが原則禁止されているため、帰任前に速やかにインドルピーを引き出すこともできず、多額の現金が口座に残ったまま口座が凍結されてしまうケースがあり救済策がない。	継続	・帰任後も最低ビザ期限切れから1年間は口座が維持されるようにして頂きたい。あるいは国外からも口座を維持できるようにして頂きたい。 ・外国人居住者に対してはインドルピーの海外送金のハードルを下げて頂きたい。 ・またTCS課税対象外とし、年間の送金額の上限を緩和頂きたい。	・RBI規則 ・仕向送金ルール(LRS) ・所得税規則他
5	日機輸	エスクロー口座開設に係る規制、手続きの煩雑	・M&Aに際して、偶発債務のリスクヘッジでエスクロー口座を開設したが、法規制、外資規制が複雑で、口座開設に時間を要して、ディール成立が大幅に遅延した。	継続	・エスクロー口座に係る規制を緩和、簡素化頂きたい。	
6	日機輸	株式譲渡に係るRBI価格規制	・ポストコロナの状況において、日本からの出資検討案件が増加しているが、インド準備銀行(RBI)価格規制(注)が日本企業による投資や再編の選択肢を狭める要因となっている。 (注)インド非居住者がインド居住者から株式取得する場合は、株式の公正価値を上回る価格で取得することを義務付け、インド非居住からインド居住者へ譲渡する場合は、株式の公正価値を下回る価格での譲渡を義務付けている。	継続	・同規制が緩和されれば投資拡大につながる事が考えられる為、緩和を要望したい。	・RBI Pricing Guideline Reserve Bank of India - Master Directions (rbi.org.in) <a href="https://www.rbi.org.in/scripts/BS_ViewMasDirections.aspx?id=11200#AS">https://www.rbi.org.in/scripts/BS_ViewMasDirections.aspx?id=11200#AS</a>
5. 税制						
1	時計協	高率で複雑な間接税	・付加価値税(VAT)が無くなりGSTへ。 ・中央売上税(CST)2%・サービス税14%は廃止された。 ・社会福祉課徴金・関税など高率で運用が複雑。	継続	・統合や相殺の実施状況を見守りたい。依然高率課税なので削減又は撤廃を要望。 【GST】 －盲人時計：12% －クロック系：18% －ウオッチ系：18%	・物品税法 ・各種税法
2	日鉄連	グループ会社間の融資・配当金支払いに対するみなし配当課税	・グループ会社間の融資(兄弟会社間融資、子会社から親会社への融資)が「みなし配当」と定義され、融資元会社に対し「配当分配税」(融資元本×(30%+追加税率))が課税される。 結果、グループ会社間における自由な資金移動が阻害され、グループ会社の資金調達の実効性が狭められている。 【制度の変遷】 －インド税法(Income Tax Act)上、当初よりグループ会社間の融資を	継続	・グループ会社間の融資を「みなし配当」から除外。	・配当分配税(Dividend Distribution Tax) : Income Tax Act, section 115O ・みなし配当(Deemed Dividend) : Income Tax Act, Section 2 (22) e

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			「みなし配当」と定める規定あり（該当の場合、みなし配当受領者に法人税を課税）。 －1997年4月：「配当分配税」導入。 －2018年4月（施行予定）：グループ会社間の融資（みなし配当）に対し「配当分配税」が適用されることを規定、更にその際の税率を30%(+追加税率)と規定。			
3	日機輸	グループ会社間の融資・配当金支払いに対するみなし配当課税	・日本の親会社に配当を分配したインド内国法人に対して20.56%(サーチャージ等含む)で課税される一方で、配当分配税は日本では外国税額控除として認められず、二重課税が生じてしまう。日本への資金還流が難しくなり、効率的な資金管理が妨げられてしまっていた。 2020年度改正により配当分配税は廃止された。現在多くの会社が過年度分の配当分配税に関する訴訟を提訴中。	継続	・現在多くの会社が提訴中の配当分配税に関する訴訟を早期に解決して頂きたい。	・1961年所得税法第10条34項
4	日機輸	税務調査の不透明、恣意的な追徴課税	・インドでの税務調査においては、調査官の独断での公正妥当と言い難い追徴課税が横行しており、訴訟まで持ち込めば一定の割合で勝訴する場面があるものの、最終的な結審までの期間が長い。特にM&Aにおいて対象企業の税務リスクを評価する際に当該リスクの滞留が意思決定の弊害となる。	継続	・公正妥当な税務調査の執行を要望する。	
5	日機輸	税務調査の不明確、税務争訟の長期化	・インドでは税務調査が毎年実施され、いくつかの指摘事項を受けるが、中には指摘内容や追加課税額における課税標準が明確に示されていないことがある。（故に同じケースでも他社と課税標準が異なり当局の指摘に統一感がない。） そのような指摘事項は税務争訟による解決に進むが解決まで10年から20年ほど要するケースもある。 結果的に各法人が抱える税務争訟の案件が増えており、管理コストを含め負担が増えている。	継続	・当局からの指摘事項及び要求額の課税標準の明確化。 ・税務訴訟を迅速且つ効率的に進める仕組み（各訴訟プロセスで結論を出すまでの期間を定める等）や、進捗をモニタリングできるプロセスの導入。	
6	日機輸	非居住者法人への税務調査	・インド当局に税務申告を行った非居住者法人に対して、インド当局が税務調査を実施する際、回答期限が非常に短く（例：1週間）、さらに依頼内容が詳細で量も多い（例：インド法人との全ての取引に関する請求書等）。一方、期限内に回答できない場合、遅延したことに対するペナルティが課されることがある。	新規	・回答期日を合理的に対応可能な期間に設定して頂きたい（最低でも2週間） ・初回依頼において、全ての関連取引の詳細情報を関連するエビデンス等とともに要求されるケースが多く非常に対応が困難であるため、不必要に詳細かつ膨大な情報を依頼しないで頂きたい。	・税務調査での慣行
7	日機輸	長期に及ぶ訴訟期間	・税務訴訟は超長期（10年以上）に及ぶケースが多い。また、税務官のアグレッシブな更正などもあり、訴訟件数が膨大になっている。その結果、訴訟管理が長期間におよび事務工数も膨大となっている。 更に訴訟の前段階であるDRP(Dispute Resolution Panel=紛争処理パネル)では更正通知の草案通りの決定が下される傾向にあり、機能していない。結果的に税務争訟の案件が膨大になってしまっている。	継続	・訴訟案件を迅速・効率的に進める仕組みや、訴訟の進捗をモニタリングするプロセスを導入してほしい。 ・また、DRPのプロセスを改善することで税務争訟事案を減らす取り組みを考えて頂きたい。	・訴訟実務
8	日機輸	頻繁な税制・税率改正	・インドにおいては通知の翌日に関税が大幅に上がる等、告知から日をおかず増税することが頻発しており、予見性がなく、インドでのビジ	継続	・増税となる場合、告知から実施までの一定の準備する期間を確保頂きたい。	・ Union Budget ・ Customs Tariff Act, 1975

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>ネスを難しくしている。</p> <p>【事例】当社が調達する部品に関連するもの：          -2017年12月14日、インド政府の通達により、ある製品は基本関税率（BCD/Basic Custom Duty）が変更された。（従来0%であったものが7.5%となった。）          -2018年2月1日には、同じ品目に更なるBCDの引き上げが行われ（7.5%→15%）、2月2日から新税率が適用された。なお、これまで追加で課されていた教育目的税（Education Cess,3%）に変わる新たな社会福祉課徴金（Social Welfare Surcharge,10%）の導入も、同年2月1日に発表され、翌日に適用された。          関税率の変更、輸入規制の発動等が突然発表され、間を置かず実施されるために、事前に対策をとることができない。</p>		<p>たい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増税を決める前にパブリックコメントを実施して頂きたい。</li> <li>・施策の発表から実施までの十分な時間的余裕の確保、合理的な猶予期間の設定等、ビジネスへの影響を考慮した対応を要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Foreign Trade (Development &amp; Regulation) Act, 1992</li> </ul>
9	日機輸	煩雑なPE申告 手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドではPE（Permanent Establishment＝恒久的施設）がある場合の外国法人や非居住者が税務申告を行う手続が定められているが、納税者番号の登録、源泉徴収者番号の登録、納付、申告と手続が非常に詳細かつ煩雑で、多大な事務作業が必要となっている。適正にPE申告を行う場合でも工数が膨大になっている。特にPE申告する場合、従業員分の個人所得税申告も必要になる。インドでは会社が個人所得税を源泉徴収して四半期で納付する必要があり、PE認定されるとこの手続が必要とされるため、仮に年に一度申告する対応をとった場合、源泉税が未納付になるので毎月1%の利息が課される。</li> <li>さらに、非居住者の企業AがインドでPEを持つ場合、Aに対して対価を支払った別の非居住者の企業Bについても、源泉税の申告納付が必要となり、TAN（納税者番号）の登録が求められる。結果的にAについてもインドでの税務申告が求められる極めて非効率である。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国法人や非居住者の申告手続を簡素化し、非居住者に対する納税者番号の登録や源泉税の申告義務を免除するような改正をして頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ The Indian Income Tax Act</li> </ul>
10	電機工	PE定義の厳格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直買案件において、AOP（Association of Persons）課税適用の判断により、PE適用の審査も加わり、最終的にPE認定にまで至った。当該案件の速やかな契約履行の為には、ある程度のインドへの出張が必要であり、AOP課税適用要件緩和・撤廃のみならず、PE定義の緩和も求めたい。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PEの定義の緩和、（現在）六箇月を超える期間、当該一方の締約国内において監督活動を行う場合には、...締約国内に「恒久的施設」を有し...（緩和案）一年で六箇月を超える期間、.....。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日印二か国間租税条約第五条四項</li> </ul>
11	電機工	AOP課税 (Offshore課税) の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社現地法人の実績不足のため、客先要請により、弊社から供給する発電機器を直買とする契約（CIF契約）を締結、実際に供給したところ、出荷前に供給した一部の図面が現地作業に係るものと判断され、即ちそれにより弊社がインドでのオンショアで仕事をしているとみなされ、AOP課税（Offshore課税）を支払う結果となった。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直買（CIF契約等）案件のAOP課税認定適用の緩和、若しくは撤廃。</li> </ul>	
12	JEITA	平衡税の課税 対象、定義の 不明確	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年4月1日より導入された平衡税（Equalization Levy）について、対象となる取引や範囲の定義が曖昧である。広く解釈すると非居住者からインド法人への売上取引は、紙媒体で取引を行わない限り全てEqualization Levyの対象となる可能性があるように読める。デジタル課税という本来の趣旨に照らして過大な税執行はインドのビジネス拡大に多大な影響を及ぼすものである。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な対象範囲の早期具体化及び、指針等の発行。</li> <li>・上記指針が発行されるまで、当制度の適用を停止。</li> </ul>	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
13	日機輸	株式購入時のみなし受贈益	・インド所得税法 (the Income Tax Act, 1961) Section 56(2)(x)において、購入価格が公正市場価値 (FMV) より低い場合は、その差額を課税標準としてみなし受贈益課税を受けるが、上場株式の場合、取引実行日の株価が公正市場価値とされ、課税標準の予見可能性が著しく低い。	継続	・課税標準の予見可能性を高める制度改正を要望する。	
14	JPETA	日印租税条約適用における税務番号 (PAN)取得要件	・インド所得税法の改正により、従来、納税者番号 (PAN : Permanent Account Number) の取得が不要であったインド非居住外国人取締役に対してもPANの取得が求められるようになった。	継続	・PAN取得による当局の監視、将来的な課税リスクを懸念する。	・ Financial Act 2018
15	製薬協	日印租税条約の技術上の役務の定義不明確、源泉所得税課税	・インド子会社が日本国外 (インド) で日本親会社のために役務提供を実施し、日本親会社からインド子会社へ対価を支払う場合、日印租税条約に基づき支払者の居住地国が所得源泉地とされ、10%の源泉税が課されている (逆も同様)。 対応する費用控除前の金額である役務提供料は課税所得よりもずっと大きい場合、10%の源泉税は過大な徴収である。	継続	・OECD租税条約モデルや他国との租税条約では役務提供料は源泉税の対象外であり、同様の取扱いとなるように改正を要望する。	・日印租税条約12条
16	日機輸	日印租税条約の技術上の役務の定義不明確、源泉所得税課税	・日印租税条約12条における「技術上の役務に対する料金」は同租税条約特有の規定であり、なおかつ「技術上の役務」の定義が不明瞭であることから、実務において課税の判断が非常に悩ましく、保守的に課税対象と判断せざるを得ないケースが多い。	継続	・「技術上の役務に対する料金」の削除、あるいは「技術上の役務に対する料金」の定義の明確化を要望する。	・日印租税条約第12条「技術上の役務に対する料金」
17	日機輸	インド租税法における重要な経済的存在 (SEP)の懸念	・インド租税法で導入された非居住者を対象とする「重要な経済的存在」 (SEP) に基づく新たなネクサスルールが導入され、2022年4月1日に効力を生じた。デジタル取引か否かを問わずSEPに該当する可能性があるとの見解もあり、例えば棚卸資産売買も範囲に入る可能性が懸念される。	継続	・インド国外から棚卸資産をインド現地法人を通じてインド国内に販売するような、通常のインド現地法人を通じた事業展開には、「重要な経済的存在」 (SEP)の概念が適用されるようなことがないよう、牽制頂きたい。 ・また、他の手続きを行うことなく、日本の居住者であれば、日印租税条約による保護が効力を発揮するようにして頂きたい。	・インド租税法
18	日機輸	非居住者の法人税申告義務	・2020年度改正にて外国法人のインドでの申告書の提出義務が緩和され、インド内国法人から日本法人が受け取る配当や利子所得、ロイヤリティ、技術的役務提供の対価について、インド国内法に基づく源泉徴収が行われている場合には、非居住者としての申告書提出は免除された。しかし、租税条約に従って国内法上の源泉税率以下の源泉徴収が行われている場合には、その外国法人は引き続きインドにおいて、外国法人としての申告書提出義務を負うこととなる。 また、過去に提出した申告書の税務調査を受ける可能性は残るため事務負担が非常に大きい。 日印租税条約により、技術的役務の提供について源泉課税の対象となっており、7条の事業所得の例外的扱いになっている。 マスターファイル提出期限が、決算期が同じ場合に親会社の所在地であ	継続	・インド国内にPE (Permanent Establishment = 恒久的施設) 等を持たない非居住者の源泉所得について、全ての申告義務 (勅許会計士による移転価格証明であるForm 3CEB含む) を免除し、源泉徴収のみで課税が完結するように変更頂きたい。 ・日印租税条約を改定し、技術的役務の提供は源泉課税の対象外として頂きたい。 ・マスターファイル (Form 3CEAA) の提出期限は最低限、親会	・ The Indian Income Tax Act

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			る日本の期日（翌年度末）より早く、かつインド独自で記載が必要な項目もあり、事務負担が大きい。		社所在地国の提出期限と同じになるよう変更して頂きたい。 ・また、BEPS合意の記載項目を超える独自記載要求は削減して頂きたい。	
19	JPETA	非居住者の法人税申告義務	・外国法人がインド国内でロイヤルティ収入、技術指導料、キャピタルゲイン及び利息収入等の源泉地課税の所得を、租税条約の軽減税率で控除しインド法人より得た場合、当該外国法人は、インドで法人税申告が必要となる。	継続	・租税条約の軽減税率適用時にも、費用と手間が掛かる為、外国法人のインドでの法人税申告を不要として欲しい。	・所得税法 ・ Income Tax Act
20	日機輸	非居住者の法人税申告義務	・インド内国法人から日本法人が受領する配当・利子・使用料・技術的役務提供の対価について、日印租税条約上の軽減税率を適用して源泉徴収されている限り外国法人としての法人税申告書の提出を義務付けられる。インド国内にPEを持たず、源泉徴収対象となる所得のみを受領する非居住者企業にとって多大な工数・労力を必要としている。	継続	・他国同様に源泉徴収による完結を要望する。	・ The Indian Income Tax Act
21	自動部品	出向者労務費精算時に掛かる源泉税	・日本本社からインド現地法人への出向者の労務費について、日本口座への支払い分は本社が一旦立替え、インド現法が本社へ支払うことによって精算するが、その精算金に対し、インド当局は「役務提供取引」とし、10%の源泉税が課されるべきとして更正通知を受領。更正通知の内容を受け入れた場合、日印租税条約に適合しない二重課税が発生することになるため、不服申立てを行ない、現在税務訴訟中。	継続	・出向者労務費の精算は出向契約に基づくものであり、役務提供取引には該当しないため、源泉税の課税は排除して頂きたい。	
22	日機輸	不透明な長期出張者のPE上の取り扱い	・現地の税法上、長期出張者のPE（Permanent Establishment＝恒久的施設）上の取り扱いが不透明である。特に、183日ルールの考え方や数え方（租税条約でサービスPEが規定されていないにもかかわらず、サービスPEと同様の認定の仕方をすることがある）、親会社の義務として行う監督指導もPEリスクに直結するか等々の点が明確でないため、実務的な運用面に支障が生じている。	継続	・長期出張者の183日ルールの適用方法（日数の計算等）等を、OECDモデル租税条約の183日ルールに対応して頂きたい。	・ 移転価格税制（法人税法） Transfer Pricing Tax (Corporate Tax Law)
23	日機輸	出向者人件費へのGST課税	・2022年5月、米国Northern TrustのBack Office業務を主たる業務とするインド法人Northern Operating System(NOS)社への日系企業からの出向者の雇用主は日系企業であり、日系企業はインドにおいてManpower Serviceを提供しており、NOS社はService Tax（現在はGST）を払う必要ありとの最高裁判決が出た。 これを受けてインド国内のGST当局が外資系企業に、2017年に遡及して、外国人出向者の出向者返戻金や給与、Fringe Benefitに対しGSTを課税すべく調査を継続している。 少なからぬ企業が納税してしまっており、年18%の遅延金利も課されている。（なお、インド2023年度予算が発表されたが、GSTにつき何も触れていない。）	継続	・明文化と遡及適用の廃止である。外国人出向者を一律に調査対象とするのは法的におかしいし、投資阻害要因となる。 ・ Manpower Service とそうでない出向等の基準を文書にて明確に定義して頂きたい。 ・また、判例が出たことを根拠に訴求して外国企業に対して懲罰的措置を適用するのは、外国企業の長期的視野でのビジネスを躊躇させるものであり、インドに対する大きなリスクと考える。法律適用解釈変更の際、遡及適用はやめて頂きたい。	・インド国内の最高裁判例
24	日機輸	出向者人件費へのGST課税	・インド最高裁判所は外国企業からの出向者の派遣に係る給与等の立替精算は、サービス税（現GST）の適用対象であるとの判決を下した。現	継続	・PE、源泉税、移転価格税制への波及も考えられる為、インド政府、税	・ GST Laws and Rules

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>状、日系各社もDGGI(Directorate General of GST Intelligence)より、質問状を受けるケースが続出しており、説明資料・証憑の提出などを行っている。その後、該当GSTの仕入控除可という判断もあり、追徴GSTの支払いに傾く企業が多く出ている。</p> <p>2023年12月、インド財務省間接税関税中央局(CBCI)は、税務調査等を行う間接税当局に対して、NOS社に対する最高裁判決(NOS判決)を受けて、その後の当該案件に対する税務調査については、NOS判決を全てのケースに一律に適用すべきではなく、個々の会社毎の事実関係をもとに慎重な検討が必要である旨の通達を発行した。</p>		<p>務当局に対するロビー活動を望む。</p> <p>・CBCIによる通達は、出向者を有する外国企業にとっては望ましい通達となっている。今後の動向を注視する。</p>	
25	日機輸	出向者人件費へのGST課税	<p>・2022年5月、インド最高裁判所は、米国Northern TrustのBack Office業務を主たる業務とするインド法人Northern Operating System(NOS)社への日系企業からの出向者の雇用主は日系企業であり、日系企業はインドにおいてManpower Serviceを提供しており、NOS社はService Tax（現在はGST）を払う必要あり、との判決を下した。</p> <p>NOS社の事例との違いの有無に関わらず、2023年9月末（AY18に係るSCN発行期限）に多くのインド法人がSCN（Show Cause Notice）を受領。各法人の対応は税務ポジションに応じて異なるが、様々なSCNの発行事例（当局からの要求）が見られる。</p> <p>2023年12月にインド間接税関税中央局（CBIC：Central Board of Indirect Taxes and Customs）より、Northern Operation System社の判決をすべてのケースに一律に適用すべきではない旨の通知が出され、2024年11月にはデリー高裁によって複数の外国企業のインド法人に対し前向きとも読み取れる判決が出ているが、当局が最高裁に上訴する可能性や判決で参照された通達自体を改定する可能性があることから完全な解決には至っていない。</p> <p>（前回）</p> <p>2023年12月にインド間接税関税中央局（CBIC：Central Board of Indirect Taxes and Customs）より、Northern Operation System社の判決をすべてのケースに一律に適用すべきではない旨の通知が出されたが、未だに本件において何かしらの判決が出たインド法人はいない。</p>	継続	<p>・当局はNorthern Operation System社の判決を適用せず各社の実態確認を行うべきと考える。</p> <p>・多くのインド法人では、出向者は現地法人の従業員として業務を遂行している。GST法のSection7 Schedule IIIでは従業員による雇用元へのサービスはGSTの対象外とされており、多くのインド法人はこれに該当すると考える。</p>	<p>・Central Goods and Services Tax Act, 2017 Explore (cbic.gov.in)</p> <p><a href="https://taxinformation.cbic.gov.in/content-page/explore-act">https://taxinformation.cbic.gov.in/content-page/explore-act</a></p>
26	日機輸	出向者人件費へのGST課税	<p>・出向者人件費は、現地法人への人材派遣サービスについての支払いとする最高裁判決を受け、間接税（従前のサービス税、現在の物品・サービス税）が課される事例が発生している。</p>	継続	<p>・出向者は現地法人の従業員として業務を遂行しているため、サービス税もしくは物品サービス税の対象となることにはなじまず、インド当局に是正を求めて頂きたい。</p>	<p>・インド物品サービス税 (旧サービス税)</p>
27	日機輸	出向者人件費へのGST課税	<p>・グループ会社間の従業員の出向をService Taxの課税対象とする最高裁の見解が明らかになった。</p> <p>2022年5月のNorthern Operating Systems社に対する判決を判例に、類似事例となる出向者の“日本への給与払い戻し”が、“人的役務提供”とみなされサービス税の対象となり、GST法が施行された2017年7月まで遡ってのサービス税納税を求められた。</p> <p>判決は類似ケースと認識できるが、詳細な定義が不明である。</p>	変更	<p>・人的役務提供の定義明確化。</p> <p>・サービス税の遡及期間を最高裁判決(2022年5月)以降に限定。</p> <p>・遡及納税分についてのTax Creditへの参入適用。</p> <p>・遡及納税分について利息、罰金の免除。(2024年度予算案でGST導入後3事業年度の特赦制度は発表され</p>	<p>・Good and Service tax Act, 2017</p> <p>・インド最高裁判所判決 Northern Operating Systems社ケース(2022年5月)</p> <p>・2024年度予算案 特赦制度</p>

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					たが、それ以降の事業年度は特赦の対象外)	
28	電機工	税務当局のGST税制の不遵守	・税務当局により、所得税にGSTが加算されている。 当社では駐在員契約では無く、現地雇用契約にて駐在員を受け入れているため、税務当局から通知も支払い請求書も受け取って無いが、非常に多くの日系企業が被害を受けており、当社に対しても同様の通知並びに請求が来るのではないかと不安視している。現在大使館ルートにてインド政府側がないして日印地位協定違反である事等から無効かと既に支払いをした企業に対する返還請求裁判が行われている。	継続		
29	日機輸	駐在員の個人口座からの引出に関わる課税措置	・コロナ禍に日本人駐在員が日本へ一時退避帰国している状況で、インド政府は海外（一部インド国内でも適用）でのATMやDebit Cardなどの一定額以上の引出/利用に対する課税（銀行による徴収）を2020年10月より開始。 TDS（Tax Deduction at Source）インド国内外を問わず課税 ⇒ 利用額Rs2.0M～10.0M 2% Rs 10.0超え 5% TCS（Tax Correction at Source）海外での旅行/滞在費用へ課税 ⇒ 利用額Rs0.7M超え 2% （いずれも4月1日～翌年3月31日の会計年度内の利用） ・コロナ収束も、2023年10月1日より、改定の課税措置が施行されている。 TCS（Tax Correction at Source）海外での旅行/滞在費用へ課税 ⇒ 利用額Rs0.7M超え 20%へ増税	継続	・駐在員の生活費の工面に影響あり、長期の滞在を困難とする。事業継続が困難となる。 ・本件LRS（送金制度の自由化）スキームをベースとした課税措置であり、外国人居住者は適用外との見方があるが、取扱いの銀行により外国人であっても課税されるケースあり。	・ TDS under Section 194N TCS on Foreign remittance under Liberalised Remittance Scheme (Section 206C (1)(G)(b).
30	日商	駐在員の預貯金の国外送金に対する課税措置	・2023年10月1日よりインドにおいては個人の預貯金を国外に年間70万INR（約123万円）以上の送金する際、20%の課税がかけられることとなった。 徴収は始まっているが、還付するかどうかは定まっていない。	新規	・インド駐在員にとって不利と働くため、きちんと還付することも早期決定して欲しい。	
31	日商	恣意的な課税	・移転価格税制や恒久的施設の拡大解釈が横行、恣意的とも呼べる更正が相次いでいること。	継続		
32	日機輸	移転価格税制の不透明、恣意的な運用	・多大な調査工数と納得性に乏しい判断（海外への多額の資金流出全てを移転価格上受入れない姿勢。）	継続	・調査官のレベルアップ。	・ 所得税法144C ・ Income Tax Law144C
33	日機輸	移転価格税制における恣意的な課税	・インド課税当局より現地販売会社が国内販売を喚起するために支出するAMP（広告・マーケティング・販売促進）支出がブランド価値向上に寄与しているとして恣意的な課税を受けており、現在、長期間にわたり訴訟中となっており、その訴訟対応コストの負担も大きくなっている。 ※なお、（訴訟などには至っていないが）韓国当局からも同じような見解が出ている。	継続	・訴訟対応に多大なコストを負担しており、また、現地販売活動という実業に少なからず影響を与えている。このため、こうした恣意的な課税に一定の歯止めがかかるよう、働きかけをお願いしたい。	
34	日機輸	移転価格税制にかかる第二次調整の源泉税負担	・独立企業間価格レンジを外れた際に行う補償調整や対応的調整の際に行われる第二次調整によりみなし貸付利息やみなし配当にかかる源泉税の負担が生じる。	新規	・補償調整や対応的調整に際して、源泉税負担が生じることがない様、第二次調整にかかる制度を見直して頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
35	日機輸	不透明な移転価格文書の検証対象期間と恣意的な更生	<p>・現地の移転価格税制上、期間検証が法律上明確でなく、実務レベルでは認められていないという状況にある。現地の損益は外的な要因及び経済環境にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高く、税務訴訟も超長期（10年以上）に及ぶケースが多い。</p> <p>税務訴訟が長期化する要因のひとつは、税務官の無理な更正により案件自体が増加し、対応自体が遅れていることにある。</p> <p>インドの制度では、インド源泉の配当を受け取る非居住者の株主は、インドで税務申告と移転価格文書の提出が必要である。しかし、配当はベンチマークを取得できず、移転価格文書の内容は単なる記述的なものになっており、これらに対応するための追加コンプライアンスコストも発生している。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めるよう、法律により明確化して頂きたい。</li> <li>・ 税務官の更正等も適切な論拠に基づいて実施して頂きたい。</li> <li>・ 配当はベンチマークと関係が無いことから移転価格文書の作成要求を削除して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ The Finance Act, Section 92A to 92F</li> <li>・ The Indian Income Tax Act</li> </ul>
6. 雇用						
1	日商	工業団地での雇用の困難	<p>・ バンガロール（大都市圏）から遠く（80km、車移動で1.5～2HR）とアクセスが悪く、またTumkur地区工場団地への企業進出がなかなか進まないため、特に設計者などのホワイトカラー層の雇用及び維持が難しい／一部高速道路の利便性が少し向上。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カルナータカ州による企業誘致をもっと強力で推進して欲しい。</li> <li>・ 大都市圏からの鉄道網を改善Tumkur市まで延伸して欲しい。</li> </ul>	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	JEITA	就労・短期ビジネスビザ申請手続の遅延	<p>・ インドに新しい製造施設を立ち上げるためには、中国を含むインド国外の関連会社や下請け業者からエンジニアやマネージャーのサポートを受ける必要がある。</p> <p>ビザ発行のためのインド政府の多大なサポートを高く評価する。</p> <p>しかし、現在、発行までに長いリードタイムを要し、通常のビジネス上の負担となる。例えば、中国の従業員のためのビザ発行に2～3ヶ月要する。</p> <p>こうした状況が、インド外からインド拠点へ新しい技術やプロセスを移管することが容易でなくなっている。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ヶ月以内のビザ付与となるよう、インド当局により、リードタイム短縮のプロセスの合理化をいただけるよう希望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インド内務省の就労・短期ビジネスビザ申請</li> </ul>
2	印刷機械	商用ビザ申請手続の複雑	<p>・ インドの商用ビザ取得が複雑で手間がかかる。</p>	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビザ取得書類が多数あり、中にはオリジナルでないと対応不可との書類があるので、PDFでも申請可能にして欲しい。</li> </ul>	
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	模倣品取締り対策の不足	<p>・ 偽造医薬品は、単に知的財産権（特許権、商標権）の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないように取り締まることが重要である。インドで製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。</li> </ul>	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	日機輸	模倣品取締り対策の不足	・市場における模倣品氾濫の抑止効果を強化するため、模倣品販売者または製造者に対する刑事訴求手続の迅速化及び処罰決定の期間の短縮化を希望。摘発後確定判決まで5年前後所要が常態化しているようで、当社案件では10年に達するものもある。軽微な侵害行為に対応する制度（行政処分など）を導入頂ければ、適時適切な消費者の保護にもつながる。	継続	・市場で流通する模倣品対策。 ・刑事訴求手続の迅速化及び処罰決定の期間の短縮化。	
3	日機輸	模倣品取締り対策の不足	・模倣品対策の手段として刑事摘発を長年行っているが、摘発から刑事罰が下るまで10年以上を要している件も多く、摘発活動による侵害者への実質的な抑止効果が不十分なため、市場における模倣品が減っていない。	継続	・市場における模倣品氾濫の抑止効果を強化するため、模倣品販売者または製造者に対する刑事訴追手続の迅速化及び処罰決定までの期間を短縮して頂きたい。	
4	日農工	農業機械の現地生産に際して生じる模倣品対策	・現地に無い仕様の農業機械をインド市場に展開したいと考えているが、「Make in India政策」もあり、部分的な現地生産を検討中。製造を委託する現地農機具メーカーと交渉しているが、知的財産権を維持する契約を締結しても、有名無実化しており、模倣りリスクの回避が非常に困難。	新規	・法規制の新設などによる回避は難しいと考えるので、実際その他事例などリスク低減方法があれば共有頂きたい。	
5	時計協	税関差止め長期化	・活発に税関差止めが行われていることは評価する。しかし、差し止め後の処理に数年かかるため、その間担保金、保管費用等の経費処理ができない。	継続	・処理、処罰の迅速化（1年以内に終結させて欲しい）。	
6	製薬協	医薬品分野で期待できない知財保護	・医薬用途特許が認められない点については引き続き改善を求めたい。特許訴訟における権利行使（差し止め）及び強制実施権については改善が認められるものの引き続き動向を見ていきたい。終わりなき付与前異議申立の繰り返しによって新薬を保護する特許登録が阻止される問題も生じている。	継続	・TRIPS協定に従い、技術分野並びに輸入か国内生産かで差別することなく特許を認めて頂きたい。 ・過去の付与前異議申立と実質的に変わらない付与前異議申立が提出された場合、特許出願人の意見提出期間を設けて審査遅延することなく、特許査定して頂きたい。	・インド特許法第3条及び第84条
7	自動部品	外国出願に関する情報提供要件の不合理的・不明確	・インド特許法8条により、対応他国・主要国の特許出願及び審査結果について、インド特許庁に提出することが求められており、出願人の負担は大きい。	継続	・関連外国出願情報提出義務の緩和・撤廃。	
8	自動部品	第一国出願義務の法令規定の不明確	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。（インド特許法39条）	継続	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進して頂きたい。	・インド特許法39条等
9	自動部品	特許実施報告書提出に係る特異な情報提供義務	・特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書（FORM27）を定期的に提出しなければならないが、他国には無い制度であり、特別な作業をしなければならない、負荷が大きい。また、実施報告書の中には、機密情報に関わる項目もあり公開されるべきではない。	継続	・陳述書がどのように活用されるのか、また、提出に際して現状の運用の必然性が不明であるにも関わらず、特許権者に対して作業負荷が非	・インド特許法146条(2) 「特許権者からの情報を要求する長官権限」 ・インド特許施行規則

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			インドでは特許の国内実施に関する情報を提供することが義務になっている。この情報は全てのインド特許について、毎年、4月1日～9月30日の期間中に提出することが義務付けられている。(インド特許法146条)		常に大きいため実施報告書の提出を廃止して頂きたい。少なくとも、記載項目の簡略化はすぐに対応して頂きたい。 ・インド国内での実施報告義務の廃止、又は緩和を御願いたい。	131(1)(2)146条(2)に基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法 ・インド特許法122条(1)(b)「情報提供の拒絶又は懈怠」 ・インド特許法146条
10	日機輸	特許実施報告書提出に係る特異な情報提供義務	・特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書 (FORM27) を定期的に提出しなければならないが、他国には無い制度であり、特別な作業をしなければならず、負荷が大きい。また、実施報告書の中には、機密情報に関わる項目もあり公開されるべきではないと考える。	変更	・2024年の特許規則改正により、実施の詳細の記載が不要となる等、出願人の負担が軽減される改善を行っていただいた点、感謝する。一方、陳述書がどのように活用されるのか、又、提出に際して現状の運用の必然性が不明であるにも関わらず、特許権者に対して作業負荷が大きいため実施報告書の提出を廃止して頂きたい。	・インド特許法146条(2)「特許権者からの情報を要求する長官権限」 ・インド特許施行規則131(1)「146条(2)に基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法」 ・インド特許法122条(1)(b)「情報提供の拒絶又は懈怠」
11	時計協	商標案件における審査の遅延/停滞	・商標権の審査が願順に実施がされておらず、新しい出願の審査は早く進んで登録になり、古い出願が審査中で登録にならない。	継続	・審査遅延を解消してもらいたい。	
12	日機輸	商標案件における審査の遅延/停滞	・2005年に出願し被異議を受けている案件など複数の出願商標の審査に時間がかかりすぎる。	変更	・審査の迅速化を要望する。	・商標法など
13	日機輸	部分意匠制度における保護不十分	・現状、インドにおいては部分意匠が認められているはずではあるが、単に破線を含んでいるという理由で拒絶される等、特許庁においてもまた代理人においても運用への理解に温度差がある印象を受ける。制度自体や運用の周知徹底による解消を要望する。	継続	・意匠制度について、部分意匠に関する運用の周知徹底(官民共に)。	・意匠の審査ガイドライン・審査マニュアル
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	自動部品	BIS強制認証の取得手続きの不透明・煩雑・遅延	・インド標準規格局(BIS)強制認証の対象製品が拡大している中、対象製品に該当する場合、認証手続きに時間を要し製品出荷の遅れが懸念される。	新規	・規制緩和の働きかけをお願いしたい。	
2	日化協	BIS強制認証の取得手続きの不透明・煩雑・遅延	・インド標準規格 (BIS) 強制認証制度のライセンス取得を行っているが、下記の問題点がある。 ①IS標準 (Indian Standard) に強制認証対象範囲が明文化されていない。 ②当局に強制認証対象範囲の解釈を確認しても回答は得られない。 ③監査官により要求される対象範囲や要求書類が異なる。 ④当局の都合により過去の経験則や約束事がしばしば変更される。 また、ライセンス取得までの標準時間が設定されておらずかつ時間管理が非常にルーズであり、当該製品販売までのビジネススケジュール設定が困難でビジネス機会を損失している。	継続	・IS標準の明確化。 ・BIS強制認証制度における提出資料の明確化及び標準時間の設定。 ・相談窓口(問合せ窓口)の設置。	・Scheme - I (ISI Mark Scheme) - Bureau of Indian Standards (bis.gov.in) <a href="https://www.bis.gov.in/product-certification/products-under-compulsory-certification/scheme-i-mark-scheme/">https://www.bis.gov.in/product-certification/products-under-compulsory-certification/scheme-i-mark-scheme/</a>

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日機輸	BIS強制認証の取得手続きの不透明・煩雑・遅延	・海外製品をインドで販売するにあたり、重工業省（MHI）傘下のインド規格局（BIS）から監査を受け認証を取得する必要がある。しかし、認証過程でインド当局側の事情により遅延することがあったため、日本国大使館に陳情し、重工業省などへの働きかけや進捗状況のヒアリングを依頼。	新規	・認証過程の透明化（プロセス停滞原因情報の共有）や政府役人の交代による引き継ぎを的確に進めて欲しい。	
4	自動部品	BIS認証規制への未対応	・インド輸入時にインド標準規格局(BIS)認証を求められるが、いまだ多くの設備品、ユニット品が認証を取っておらず受注ができない。	新規	・インド市場は伸びている為BIS認証の取得の推奨を各業界に依頼して欲しい。	
5	日鉄連	強制規格対象外であることを証明する書類NOC(No Objection Certificate)の取得要求	・IS強制規格の増加に伴い、対象外の鋼材の輸入に際しては、鉄鋼省が発給する強制規格対象外であることを証明する書類、通称NOC (No Objection Certificate) の取得が求められている。 輸入者はTCQCO (Technical Committee of the Quality Control Order) ポータルというウェブサイトを通じてNOC取得申請を行い、輸入者が申請した鋼材がIS強制規格の対象か否かの判別については、鉄鋼省が設立した Technical Committeeが行い、同省がNOCを発給。 Technical Committeeは、24年9月17日の開催後、2ヵ月以上開催されず、NOCの発給が滞り、通関での滞留に伴うコストも発生。 同年11月14日にはTCQCOポータルに変わり、SIMS (Steel Import Monitoring System) ポータルでのNOC申請の受付が開始されるとともに、11月26日と12月4日に相次いでTechnical Committeeが開催され、NOCの発給が再開されたものの、いまだNOC発給が保留されるなど、発給を受けられていない企業が多くある模様。	新規		
6	日機輸	強制認証制度における不透明な規制の運用、過度な要求、猶予期間の不足	・インドにおいては、製品を輸入してインド国内で販売する際には、インド標準規格局（BIS）の認可を取得する必要があるが、認可されるまでの期間が一定ではなく、製品カテゴリ、および産地等に応じて、認証を長期保持されることがあり、新製品の発売タイミングが予見できない状況となっている。 【事例】当社の新製品に関するもの 当社が発売するAudio製品（Wireless earbuds、ベトナムでの製造）について、2024年8月28日にBISの認証申請。従来は50日前後で認可がされていたが、本製品について承認が大幅に遅れて、最終承認行われたのは2025年1月7日となり、132日要することとなった。 ・特に、インド国外製造の製品において、標準的なリードタイムを大幅に超えても登録されないということが発生しており、中国、ベトナム、タイにおいて顕著な遅れがある。	新規	・発売予定の製品に関して、インドでの発売のみ遅延発生に繋がるため、製品認可手続きを一定期間内に遅滞なく完了頂きたい。それにより、新製品を予定通り上市し、インドの最終消費者への製品のお届け出来る。ひいてはインド市場の活性化に繋がると考える。 ・製造国・地域に関わらず、インド国内で製造された製品と同等のリードタイムで登録手続きを進めて頂きたい。	・ Bureau of Indian Standards Act, 2016 ・ Electronics and Information Technology Goods (Requirement of Compulsory Registration) Order, 2021
7	日機輸	強制認証制度における不透明な規制の運用、過度な要求、猶予期間の不足	・機器登録について、以下の問題がある。 ーインド電子情報技術局(MeitY)の公告により、インドにおいて輸入・製造・販売される強制規制製品である、テレビ、プロジェクター、スマートフォン、二次電池等については、海外の認証機関が発行するCBレポート（CB Test Report=評価試験結果）が認められず、BIS(Bureau of Indian Standards=インド規格協会)指定の試験機関における、安全認証要求への適合、及びBISへの登録が義務となっており、他国と比べ審査・試験に長時間を要している。	継続	・国際相互承認スキームであるIECEE-CB制度（IEC System of Conformity Assessment CB Schemes for Electrotechnical Equipment and Components）の参加国として、強制登録制度対象製品についてもCBレポートの活用を認めて頂きたい。 ・試験機関に対する監査に関して	・ Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ・ 通信端末規則(Indian Telegraph Rules 2017)

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>－当局による試験機関に対する監査により、突然、指定試験機関の業務が停止され、試験中の製品に影響を与えることがある。</p> <p>－製品規格の更新の際に、既に承認済みの既存機種にまで遡り、新たな認証が求められており、膨大な承認取り直しが必要とされる。</p> <p>－製品の登録は生産工場単位での実施が求められている。</p> <p>－機器登録規制では、製品の登録完了とともに、発売前の新製品の情報が当局のホームページで公開される。</p> <p>－強制規格の更新や新規製品の追加などの規制改正を行う場合、経過期間の中で試験所認定、テストレポートフォーム、申請システムなどの試験/登録環境が整えられておらず、申請者に十分な準備期間があたえられていない。</p> <p>【事例】</p> <p>インド通信局は、携帯電話・ルーター・FAX・モデム等を対象とする「通信端末規則」(Indian Telegraph Rules 2017)のもと製品の強制認証制度を2019年10月のPhaseI製品カテゴリから開始しており、PhaseIII及びPhaseIV製品カテゴリの強制認証が2023年7月1日より強制となる。本規制は通信機器に対する規制ではあるが、認証取得の際の試験項目に既にBIS登録制度によりカバーされている安全要求、WPC無線認証でカバーされている無線要求が含まれている。このことは二重規制にあたると考えられる。</p> <p>－強制登録制度 (Compulsory Registration Order) 以外の規制でも、技術規定を遵守しているか判定する試験所をインド政府はインド国内かつ政府指定の試験所に限定することがある。</p> <p>【事例】</p> <p>原則「通信端末規則」(Indian Telegraph Rules 2017)のもと製品の強制認証制度においてはインド国内の認定試験所での試験が要求されているが、実際にはインド国内の試験所での試験ができない製品 (PhaseIV製品カテゴリのラジオ受信機における規格EN 303 345)も存在し、製造事業者として対応が取れない状況。</p>		<p>は、試験中の製品について試験の継続を可能とするなど柔軟に対応して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品規格の更新の際に、既に承認済みの既存機種にまで遡り、新たな認証が求められているが、この点について改善頂きたい。</li> <li>・製品の登録に関して、他国と同様にブランドオーナー単位で製品の登録の実施をして頂きたい。</li> <li>・機器登録規制では、製品の登録完了後、一定期間は新製品の情報が公開されないようにして頂きたい。</li> <li>・強制規格の規制改正の際、強制日を設定する場合には、規制に適合させるための設計変更やインド国内の認可試験所での試験期間など、準備期間を考慮して設定して頂きたい。</li> </ul> <p>併せて、対象製品の定義や、試験規格の詳細な内容を早期に開示して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際基準で認可された試験所であれば、インド国内の指定試験機関に限定せず、地域・設置機関を問わず認めて頂きたい。また、認定試験所については、ISO17025認可ラボであれば、製造事業者の試験場 (ラボ) も期間限定ではなく認めて頂きたい。</li> </ul>	
8	日機輸	海外機関発行のCBレポート不認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インド標準局 (BIS: Bureau of Indian Standards) のBIS機器登録規制に関し、インドはCBスキームの加盟国であるにも関わらずCBレポートを受け入れておらず、インド国内の認定試験所での試験が強要されている。このため、現地試験と登録に数か月を要する上、申請者の費用負担が大きい。</li> </ul> <p>※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。</p> <p>※CBスキームは、加盟国の認証機関同士がIEC規格に基づいた試験データを相互に受け入れる国際的な認証制度。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の試験機関への認定を拡大して頂きたい。</li> <li>・CBレポートを受け入れて頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BIS Act 2016</li> <li>・ BIS (Conformity Assessment) Regulations, 2018</li> <li>・ Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2021</li> </ul>
9	日機輸	工場ごとの機器登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インド標準局 (BIS: Bureau of Indian Standards) のBIS機器登録規制に関し、工場自身がオンラインで登録申請をする必要があるが、工場が不慣れのため申請に時間を要したり、失敗して登録ができなくなってしまうことがある。これは改善が見られていない。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新ACT(BIS Act)の「製造者」の定義に基づき、ブランド、あるいは製造責任者単位での登録を容認頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BIS Act 2016</li> <li>・ BIS (Conformity Assessment) Regulations, 2018</li> <li>・ Electronics and Information Technology Goods (Requirements for</li> </ul>

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						Compulsory Registration) Order, 2021
10	印刷機械	設備・電気機器安全規則(包括的技術規制)2024の運用の不備・複雑・負担増	・2025年8月28日から施行されるインド設備・電気機器安全規則(包括的技術規制)2024〔Machinery and Electrical Equipment Safety (Omnibus Technical Regulation : OTR) Order, 2024〕について、施行後は新安全規則(OTR)の適用対象品目はBIS/ISI認証を受けたもののみインドに輸入可能というものだが、複雑かつ多数の部品で構成される製品において、いまだその規格対応に追いついていない実態があり、インドへの輸出が大幅に制約される問題がある。	新規	・施行されるまでの準備期間延長並びに規格の緩和。例えばインド特有の規格ではなくCE対応品など代替案の模索をお願いしたい。	・ Machinery and Electrical Equipment Safety (Omnibus Technical Regulation : OTR) Order, 2024 <a href="https://www.bis.gov.in/wp-content/uploads/2024/09/256766.pdf">https://www.bis.gov.in/wp-content/uploads/2024/09/256766.pdf</a>
11	日機輸	設備・電気機器安全規則(包括的技術規制)2024の運用の不備・複雑・負担増	・インド重工業省が発表した、2025年8月から始まる「設備・電気機器安全規則(包括的技術規制)2024」の設備認証制度は、日本から設備や機械部品を輸入する当社にとっては手間とコスト増につながると予想している。	新規	・負担の軽減と、手続きの十分な詳細についての事前開示をお願いしたい。	・ Machinery and Electrical Equipment Safety (Omnibus Technical Regulation : OTR) Order, 2024 インド重工業省、設備・電気機器に関する包括的安全規則を発表 (JETRO ビジネス短信) <a href="https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/11/005ef8674d58a1f6.html">https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/11/005ef8674d58a1f6.html</a>
12	日機輸	設備・電気機器安全規則(包括的技術規制)2024の猶予期間の不足	・2024年10月にインド当局より「2024年機械及び電気設備の安全令(包括的技術規則)【通称:OTR規制】」が発令された。規制開始は2025年8月28日。インド国内で販売される機械、電気機器、およびそれらのアセンブリ、サブアセンブリ、およびコンポーネントが対象となっており、欧州の機械の安全規制相当の装備・機能が求められている。施工までの期間があまりに短納期であり施工開示時期までに車両に対して安全規制を織り込む対応が困難であるため当社・他社含めてインド建機工を通じて施工の延期(2~3年)を当局に対して依頼中。現在のスケジュールのまま施工された場合は、インド生産及び日本からの輸出車含めてインドで販売可能なモデルが大幅に減少する。	新規	・本規制に対して施行開始までの猶予期間(2~3年間)の設置、段階的な施行をお願いしたい。	・ Machinery and Electrical Equipment Safety (Omnibus Technical Regulation) Order, 2024. 2024年機械及び電気設備の安全令(包括的技術規則)
13	日鉄連	独自規格の取得義務	・2008年9月12日、鉄鋼製品6品種を強制規格化。輸入・国内流通前にIS (Indian Standard) の取得およびマーク表示が義務付けられる。以後、強制規格対象品目が順次追加されている。予定(その後、2度実施が延期され現在は2017年2月7日が施行日)。	継続		
14	日鉄連	独自規格の取得義務	・2017年10月13日、鉄鋼省が3の鋼種に対し、新規にインド強制規格を適用する旨公示(修正オーダー2017)。 ・2017年11月1日、鉄鋼省が19の鋼種に対し、新規にインド強制規格を適用する旨パブリックコメント告示(オーダー2017)。2019年1月現在、施行されていない。 ・2018年6月18日、鉄鋼省が16の鋼種に対し、新規にインド強制規格を適用する旨公示(オーダー2018)。施行は6か月後。合計53鋼種が強制規格対象となった。	継続		

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年8月、鉄鋼省が強制規格の除外・非該当鋼種リストの改訂を通知。今回より、BIS (Bureau of Indian Standard)から鉄鋼省に管轄が移管された。</li> <li>・2018年12月、鉄鋼省との面談時に、今後全ての鉄鋼製品に対し強制規格を導入する意向が示された。</li> </ul>			
15	日鉄連	独自規格の取得義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年7月22日、鉄鋼省がオーダー2018に加えて新たに13の鋼種・2つの要件に対し、インド強制規格を適用する旨公示（1stオーダー2019）。一部を除き、即日施行。</li> <li>・2019年8月2日、鉄鋼省が1stオーダー2019に加えて、新たに25の鋼種に対し、インド強制規格を適用する旨の官報ドラフト・パブリックコメント公示（2ndオーダー2019）。施行日は未定。</li> <li>・2019年9月30日、鉄鋼省が2ndオーダー2019に加えて、新たに20の鋼種に対し、インド強制規格を適用する旨の官報ドラフト・パブリックコメント公示（3rdオーダー2019）。施行日は未定。</li> <li>・2019年11月18日、WTOが商工省からの、3用途の鋼管に対するインド強制規格適用に向けたWTO通報を掲載（鋼管製品の1stオーダー2019）。</li> <li>・2019年12月27日、鉄鋼省が3rdオーダー2019に加えて新たに2つの鋼種にインド強制規格を適用する旨の官報ドラフト告示（4thオーダー2019）。</li> </ul>	継続		
16	日鉄連	独自規格の取得義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年2月、鉄鋼省がオーダー2020を公表し、新たに25の鋼種に対し、インド強制規格化を適用する旨の官報公示。</li> <li>・2020年5月、鉄鋼省が2ndオーダー2020として新たに30の鋼種にインド強制規格を適用する旨の官報ドラフトおよびパブリックコメント告示。</li> <li>・2020年5月、鉄鋼省がオーダー2020（修正版）を公表し、新たに20の鋼種に対し、インド強制規格化を適用する旨の官報公示。</li> <li>・2020年6月、鉄鋼省が3rdオーダー2020として新たに1つの鋼種にインド強制規格を適用する旨の官報ドラフトおよびパブリックコメント告示。</li> <li>・2020年7月、鉄鋼省がオーダー2020（修正版）を公表し、新たに2つの鋼種に対し、インド強制規格化を適用する旨の官報公示。</li> <li>・2020年11月、鉄鋼省がオーダー2020（修正版）を公表し、新たに31の鋼種に対し、インド強制規格化を適用する旨の官報公示。</li> <li>・2020年12月、鉄鋼省がオーダー2020（修正版）を公表し、新たに1つの鋼種に対し、インド強制規格化を適用する旨の官報公示。</li> </ul>	継続		
17	日鉄連	独自規格の取得義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年6月、鉄鋼省がQCO2023として新たに6つの鋼種にインド強制規格を適用する旨の官報ドラフト告示。</li> <li>・2024年2月、鉄鋼省がQCO2024を公表し、6つの鋼種に対し、新たにインド強制規格化を適用する旨の官報公示。</li> <li>・2024年4月、鉄鋼省がQCO2024ドラフトを公表、新たに6規格を追加する旨が公表された。</li> <li>・2024年9月、鉄鋼省がQCO2024を官報公示(同年2月・4月に公表された内容が統合されている模様)。</li> </ul>	変更		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
18	JEITA	通信モジュール輸入における制約	<p>・通信モジュールをインドに輸入しようとした際、</p> <p>①デリーブランチの通関担当者からのみインド無線認証（ETA：Equipment Type Approval）取得の要求を受ける。</p> <p>②ETA取得が必要とされるものはRadio Frequencyに関連するものと幅広く定められている。</p> <p>③当社見解としては、当社製品はStandaloneでは動かず、それ単体ではFunctionalな製品ではない。</p> <p>④ETA取得には、インド政府指定の第三者機関によるテストレポートが必要とされる。</p> <p>⑤当該テストレポートの手配に、コスト、時間、手間を要し、インド域内で販売可能な製品が限定されてしまう可能性がある。</p> <p>⑥ETAは通関目的のためだけに利用されるにも関わらず、1回あたり、ETA申請に必要な他国や他認証向け認証Report手配に5-10万円、それとは別にETA取得申請自体に10万円弱の費用が発生し、更に量産前のModuleなどをインドに輸入する際には、このETAを2-3回取得しなくてはならないという無駄金が発生している。</p>	継続	<p>・ETA取得が必要となる条件の明確化。（州毎、もしくは国内全域で統一した明確な条件の制定および運用）</p> <p>・インド政府指定の第三者機関による検査レポートという条件の緩和。（指定外も可能といった）</p> <p>・ETAに関連するDescription, HS codeの定義の明確化、ETAプロセスの見直し。</p>	
19	日機輸	対象製品のEMI/EMCの義務化	<p>・EMI/EMC試験を実施するために、認定されたラボラトリーエコシステムが現在開発中のため、定められている12か月のタイムラインでは不十分な場合がある。</p>	継続	<p>・ほとんどの国ではEMIテストのみを実施している。IEC 62368 Ed 4-24か月の期日と一致するようにして欲しい。</p>	
20	日機輸	電子情報技術製品の事前登録表示義務の煩雑	<p>・【状況】</p> <p>①インド通信情報技術省から2012年9月7日付けで家電や電子・情報通信機器の15品目（蓄電池、ACアダプタ、LED照明など）について規制を導入する旨のOrderが公表されている。施行は2回延期され2014年1月3日。インド安全規格に対する適合、規格適合の表示及びモデル登録が規定されている。</p> <p>②同省は2014年11月13日付けで、対象範囲に15品目を追加する通達を発行した。施行は3回延期され、蓄電池が2016年6月1日、LED照明などが2016年3月1日。</p> <p>③インド標準局BISは2015年12月1日付けで、BIS LOGOマークを発表し、12月3日付けでマーク使用ガイドラインを発行した。</p> <p>④BISは2016年2月に、充電電池のインド規格を更新し8月に強制化するガイドラインを発行。認証済み電池も追加試験が必要。しかし、8月に施行日は2017年8月まで延期された。</p> <p>⑤BISは2016年2月に、IT機器の安全規格を更新し2017年1月に強制化するガイドラインを発行。認証済み電池も追加試験が必要。しかし、12月に施行日は2017年5月まで延期された。</p> <p>⑥インド電子情報技術省MeitYは2017年8月23日に、13の対象品目を追加する官報を発行。</p> <p>⑦インド標準局BISは、AV機器の安全規格を更新するため、ガイドラインを発行した。</p> <p>⑧以降も対象品目の追加がされている。</p> <p>【問題点】</p> <p>－試験所がインド国内のB I S 認定試験所に限定されており、国際認証</p>	継続	<p>・国際認証制度（IECEE）のCB証明書を認める。</p> <p>・規格の更新時には、認証済み製品の認証書はその有効期間(2年)まで有効とすべき。新規格は、新モデル、認証更新モデルにのみ適用するようすべきである。</p>	<p>・ Gazette of the India, Extraordinary, Part 11, Section 3, Sub-section (ii) of dated 7.9.2012</p> <p>Order of MINISTRY OF COMMUNICATIONS AND INFORMATION TECHNOLOGY</p> <p>・ Gazette of the India dated Novemver 13 with Notification</p> <p>・ Guidelines for Implementation of Amendment 2 to IS 13252(Part-1)</p> <p>・ Guidelines for Implementation of Revised IS 16046:2015/IEC 62133:2012</p> <p>・ NOTIFICATION dated the 17th August, 2017</p> <p>・ Guidelines for implementation of revised IS 616:2017/IEC</p>

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			書（CB認証書）を受け入れない。 －適用規格の更新時に、認証済み製品も追加試験が必要となっている。 不必要な試験費用が発生している。			60065:2014 superseding IS 616:2010/IEC 60065:2005 - Audio, Video and similar electronic apparatus- Safety requirements
21	日機輸	不合理な製品安全規制	・ 昨年の状況と全く変わっていないので、以下のウェブサイトに掲載されている問題点の継続を希望する。 <a href="https://www.jmcti.org/mondai/pdf/m3-India.pdf">https://www.jmcti.org/mondai/pdf/m3-India.pdf</a>	継続	・ 以下のウェブサイトに掲載されている要望の継続をお願いしたい。 <a href="https://www.jmcti.org/mondai/pdf/m3-India.pdf">https://www.jmcti.org/mondai/pdf/m3-India.pdf</a>	
22	日機輸	不合理な製品安全規制	・ 家庭用電気製品の品質管理令（QCO：Quality Control Order）にて要求されているIS302:2023はIEC60335-1:2020を採用している。一般的にIEC60335-1は一般要求規格で、機器により個別規格であるIEC60335パート2シリーズと併用しながら使用するが、QCOにおいては85製品が指定されているものの、IEC60335パート2シリーズに対応するようなIS302パート2シリーズは指定されておらず、評価基準が不明確である。またIS302：2008（旧版規格）を受け入れる期間は延期されたものの、試験が可能なBIS認定試験所は少なく、要求に適合した認証マークをつけた製品をインド市場に出すのに時間を要する。	新規	・ QCO発行後、認証マークの取得、対象製品を迅速に上市可能とする環境整備の構築。例えば施行日までには十分な数の試験所の設定、認証取得ガイドライン、製品マニュアルが入手できるようにして頂きたい。	・ Safety of Household, Commercial and Similar Electrical Appliances (Quality Control) Order, 2024. ・ IS302：2008 ・ IS302：20024
23	日機輸	不合理な製品安全規制	・ 設備・電気機器に関する包括的安全規則のQCOにて産業機械が規制されるようになったが、対応期日が2025年8月であるにもかかわらず、まだBIS認定試験所が1か所も認定されていない状況。	新規	・ QCO発行後、認証マークの取得、対象製品を迅速に上市可能とする環境整備の構築。例えば施行日までには十分な数の試験所の設定、認証取得ガイドライン、製品マニュアルが入手できるようにして頂きたい。	・ Machinery and Electrical Equipment Safety (Omnibus Technical Regulation：OTR) Order, 2024 ・ IS 16819:2018 など
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	印刷機械	大気汚染	・ 弊社社員が11月にインド・ニューデリーへ出張した時、晴れなのに曇りのような天気だと言っていた。当時ニューデリーでは大気汚染がひどくPM2.5の50倍の高い汚染の為、学校が休学になったと言っていた。	新規	・ 個人ではなかなか対応が難しいが、国単位で大気汚染の件は会議をもってほしい。	
2	時計協	環境法規制の乱立	・ 環境法規制については、独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・ 法規制のグローバル統一化。	・ 環境法規制

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日機輸	省エネラベル制度と運用上の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネラベル制度と運用上の問題について： －デザインに問題がある（ラベル中の年度表示が小さすぎる）。</li> <li>【改善】改善方向 －実施状況が自主申告となっており信用性がない。</li> <li>－インバーターエアコンの規格がない。</li> <li>【進捗】 －規定制定の動きが始まった。</li> <li>－ウインドウエアコンの規制がスプリットエアコンの規制よりも1ランク緩く、消費者の混乱を招いている。</li> </ul>	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネラベル制度の改善。</li> <li>・公平な試験機関、試験方法、グローバルな校正方法など細部の運用を定義する必要がある。BEE、NABLなど機関間の綿密な制度調整を期待する。</li> <li>・今後は改定時期を実行可能な猶予期間持って情報公開する必要がある。突然の開始・延期がないよう望む。</li> <li>・インバーターエアコンと同様統一化に向けた調整を要望。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Energy Conservation Act -2010</li> </ul>
4	日機輸	E-waste Management Rulesの猶予期間の不足、頻繁な改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022年11月2日に電気電子機器廃棄物(管理)規則（E-waste Management Rules）が改定された。</li> <li>今回の改定に伴い対象製品が大幅に拡大され、従来の対象であるPC、携帯電話、テレビに加え、新たに多くの電気電子製品が対象として追加された。</li> <li>また、従前からの有害物質削減に関する適合宣言の表示や、詳細情報の提供要求が新規対象品に大幅に拡大された。</li> <li>多くの製品カテゴリーの設計変更を伴う改訂にもかかわらず －規制の公表から強制日まで4か月しか準備期間がない</li> <li>－施行直前に規制内容の一部が更に改正された</li> <li>－2023年4月の施行開始から3か月後の2023年7月、すでに施行しているにも関わらず、施行日がさらに2年延期された、</li> <li>と、産業界への意見募集をすることなく、目まぐるしく規制内容が改正され、製造者に大きな混乱をもたらし、過度な負担を強いた。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制内容を決定する前に、意見募集を行い、産業界の意見を十分に考慮した上で、現実的かつ実効性のある規制をして頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E-Waste (Management) Rules, 2022</li> </ul>
5	日機輸	電池廃棄物管理規則の運用の不透明、非現実的な要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022年8月に突然、電池廃棄物管理規則（The Battery Waste Management Rules, 2022）が発行され即日施行となった。</li> <li>電池のリサイクルシンボルをEUと異なる基準で表示する要求があるため、インド専用の表示が必要となる。電池の全ての構成物の重量データ報告など世界のどの国・地域にもない要求事項があり、かつ規制内容の詳細が不明なため、対処方法に苦慮している。</li> <li>更に、2023年10月に突然改訂が発行され、電池上に電池の販売者のEPR（拡大生産者責任: Extended Producer Responsibility）登録番号を記載する表示義務が追加された。電池は同一仕様のもを複数の会社が販売している場合が多く、販売者毎に異なる登録番号を表示することは非現実的。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制案は、関係する製造者にコメントの機会を頂きたい。</li> <li>・ 製造者が規制要求に対応するための合理的な暫定期間を設けて頂きたい。</li> <li>・ 対応不可能、要求内容が不明な要求事項は設けなくて頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ The Battery Waste Management Rules, 2022</li> </ul>
6	時計協	電池廃棄物管理規則運用の猶予期間不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電池廃棄物管理規則は、公布された2022年8月24日に、即日施行された。施行までの猶予期間が無い為、企業によっては対応に間に合っていない可能性がある。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、本規則の改訂を予定している場合、公布から施行までの十分な猶予期間を設けて頂きたい。</li> <li>・ 新規制についても同様。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022年電池廃棄物管理規則</li> <li>・ Battery Waste Management Rules, 2022</li> </ul>
7	自動部品	プラスチック廃棄物管理規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来、製品そのもの以外でも製品包装材や緩衝材、パレタイズ時のシュリンクフィルム等輸出用梱包資材等、多岐に渡る範囲への適応が必要</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部工会の会員各社がどういう対応しているか知りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスチック廃棄物管理規制</li> </ul>

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		制運用に対する情報不足	と理解しているが、全てを網羅するにはコストがかかる。		・また業界全体の困りごとであればその先を展開して頂きたい。	
8	日機輸	プラスチック廃棄物管理規制の非現実的な包装規制	<p>・2022年7月にプラスチック廃棄物管理規則の規制が強化された。同規制では厚さ50µm未満の包装の禁止、多層構造の包装の禁止など、包装資材も規制の対象となっている。</p> <p>プラスチック製品以外の製造者であっても、包装を使用する限り「生産者」「輸入者」に該当することとなり、包装製造者同様の義務が課せられ、同規制への対応が必要となった。詳細についてはなお不明な部分も多く、情報収集に苦心している。</p> <p>現状、インド生産の製品には、客先から指示のあるものに関しては、企画に適合した包装材を使用して送品を実施。日本からの輸入製品は、一部客先からの指定に応じて、包装変更を実施して送品という対応をとっている。</p>	継続	・インド当局がこの規制を適用範囲拡大や調査強化をして対応強制すれば、大きな対応コスト増につながる。適切な適用範囲設定（見直し）と現実的な運用。	
9	日機輸	プラスチック廃棄物管理規制の非現実的な包装規制	<p>・包装規制について、以下の問題がある。</p> <p>－厚さ50µm未満の包装の禁止、多層構造の包装の禁止など、非現実的な要求が含まれている。さらに、国内の包装製造者のみならず、包装の使用も製造者と同様の義務が課せられている。マハラシュトラ州において、連邦法と類似の法規制が施行されたが、要求事項が一部異なり、混乱をきたしている。その他の州でも同様の法制化の動きがあるため、早期に州法との統一を希望する。</p> <p>多くのプラスチック包装は他地域共通で使用しており、インド独自の厚さ規制への対応は大きな負担となっている。</p> <p>－プラスチック包装上にブランドオーナーの名称、登録番号、包装の厚さ情報を記載する要求が2021年に発効、2022年に輸入品については取り下げられたが、2023年10月に再度規制が改訂され即日義務化された。困難な表示が義務付けられるだけでなく、規制化されたり取り下げられたりを繰り返し、製造者は混乱している。</p> <p>－製品、及び包装で再生材のプラスチックを使用した場合はその旨と再生材の使用率の表示を義務付ける規制案が発行された。個々の製品の再生材使用率は変動するためそのような表示は困難。</p>	継続	<p>・要求内容は適切な環境影響評価の結果に基づき、現実的な内容に留めて頂きたい。</p> <p>・製造者と使用者を区別し、それぞれの立場で実行可能な現実的な要求にして頂きたい。</p> <p>・州法を連邦法と統一して頂きたい。</p> <p>・輸入品の包装については規制対象外として頂きたい。</p>	<p>・ The Plastic Waste Management Rules, 2016</p> <p>・ Maharashtra Plastic and Thermocol Products (Manufacture, Usage, Sale, Transport, Handling and Storage) Notification, 2018</p>
10	日機輸	プラスチック廃棄物管理規制の頻繁な改正	<p>・インドは2016年にPlastic Waste Management Ruleを施行して以降、ほぼ毎年のように法改正を公布施行しており現在に至っている。</p> <p>主な改正点は、一般の電気電子製品のプラスチック包装材に印刷すべき情報(※1)が多岐に渡るだけでなく、これら情報要素も頻繁に変更されるためにサプライチェーン上の包装材在庫の発生と廃棄が避けられず、円滑な商流を阻害し事業影響が深刻化している。</p> <p>(※1：素材名、製品のブランドオーナー名、包装材の製造事業者名、包装材の厚み、インド当局が管理する生産者責任登録番号(EPR番号)、包装材の素材マークなど)</p> <p>加えて、インド当局が独自管理、運用する生産者責任登録番号を、他国で生産される製品の包装材にも表示義務を課すことは、現実的な順法対応を更に困難にしている。</p>	継続	<p>・インドの包装材規制から、インド独自の要求事項を取下げ、国際商流の多くで適用されている包装材規制と整合したものに揃えることを要望する。</p> <p>・特にEPR番号は、インド当局が定める固有情報であり、グローバルで流通する製品に共通して用いる包装材への表示要求は、製品の円滑な流通を疎外することから早急な法要求の撤回を要望する。</p>	<p>・ Plastic Waste Management, Rules, March 2016 - Amendment - (on providing plastic packaging information, one-time registration, etc) Rules, No. G.S.R. 807(E), 2023</p>
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	自工会	法律運用の曖昧・準備不足	<p>・インドで販売する四輪車の法規要件が直前まで決定しない、もしくは法規ドラフトが発表されたものの、施行予定時期を過ぎても発令されず、そのまま法令化されないケースが多々ある。</p> <p>車両開発に大きな影響を及ぼす法規について、施行開始予定から3年を切っても依然として議論中、もしくは法規が未発令という状況から、見込みで開発着手する場合がある。</p> <p>例)</p> <p>－BS6 第3フェーズ(WLTP) ...2027年4月 施行予定</p> <p>－CAFÉ 第3フェーズ...2027年4月 施行予定</p> <p>また、乗用車（全グレード）への6エアバッグ標準装備については、2022年1月に公布、同年10月から施行という急な内容であったため、社内外で調整を行い何とか対応の目処を立てたものの、最終的に法令は発令されずに終わった。</p>	継続	<p>・開発工数・開発日程の確保という観点から、少なくとも5年先までの法規内容を確定頂きたい。</p>	
2	日機輸	頻繁な法改正・実施規則の不透明	<p>・長年国会審議で成立しなかった新会社法が、2013年9月、急遽国会で可決された。主務官庁、実務ともに、まだ議論不足の感が否めず、今後の政令による明確化を期待するが、具体的なスケジュールが提示されず、法制度改正を見据えたビジネスプランの策定に支障を来している。</p> <p>通達が突然出され猶予期間なく施行される（3月28日通達、4月1日施行など）、すでに出された通達を頻繁に改正しフォローアップが困難となっており実務に混乱が発生している。</p>	継続	<p>・いつまでに、どのような政令を整備し、施行するのか、できるかぎり明確にしていきたい。</p> <p>・通達の発効日までの合理的な猶予期間の設定。</p> <p>・頻繁に改訂する必要がないよう、十分議論し練られた通達の発信。</p>	・ Companies Act 2013
3	日機輸	訴訟・仲裁手続きの簡素化	<p>・訴訟・仲裁に入ると長期化する事が常態化し解決が見込めないケースが多い為、法令順守意識の低い企業は容易に契約違反を繰り返す。</p>	新規	<p>・訴訟・仲裁手続きの簡素化。</p> <p>・また、法令順守意識の啓蒙。</p>	
4	日機輸	契約に則った支払い履行	<p>・特に行政機関、国営企業に多いが、契約上の履行義務を全て完遂したにもかかわらず、支払いを年単位で待たされるケースが散見される。</p>	新規	<p>・適切な契約履行。</p>	
5	自動部品	OEMの生産連動型奨励策(PLI)インセンティブ申請の輸入材料価格等開示要求	<p>・ローカルカーメーカーからEV車に対してのインセンティブをインド政府に申請するためとして、DVA certification (Domestic Value Addition : 国内付加価値) の提出要請があった。この要求のため、NSI製品の材料(輸入)の船荷証券の内容を開示して貰う必要があったが、材料メーカーからは開示を拒否されてもめる事になった (=輸入価格開示)。</p> <p>&lt;生産連動型奨励策 (PLI) 制度概要&gt;</p> <p>PLI制度(自動車および自動車部品)では、申請者は50%のDVA (国内付加価値) を達成しなければ、PLIに基づくインセンティブを請求することはできない。</p> <p>自動車メーカーと部品メーカーは、サプライチェーン全体でDVAを計算して、これらの詳細をTesting Agency(TA)に提示する必要がある。</p>	新規	<p>・サプライヤーとしてはインセンティブ申請に必須とOEMから迫られると対応せざるを得ない。OEMが故意にサプライヤーの守秘情報を入手しようとしている訳ではなく、実際に証明書類として必要なようである。つまりインセンティブの申請制度自体に問題があると考ええる。そのため、インセンティブ制度の見直し(企業情報の細部を公開しない証明書等への変更)をお願いしたい。</p>	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	日機輸	プラント設備/システム納入における検収後の商用運転開始の徹底	・新規プラント設備もしくはシステム納入を行う場合、試運転調整後に検収を上げないまま商用運転を継続するケースが散見される。その為、メーカー側は必要以上に残件対応を強要される事態となる。	新規	・メーカーへの検収が設備の資産計上の条件となる様、法制度を改正して欲しい。 ・また、その厳格な運用をお願いしたい。日本や東アジア諸国では検収前は資産計上が出来ない為、顧客側での身勝手な商用運転が為されない様な仕組みになっている。	
7	日機輸	新取締役選定・登録手続きの煩雑	・新取締役選定・登録にあたり、取締役番号（DIN）およびデジタル署名（DSC）取得が必要となるが、居住証明書類の提出が厳格に求められ、当初ホテルに滞在する新取締役では電気料金請求書などがまだなく、手続きに時間を要している。 インド政府の公的書面である外国人在留登録証（FRO）で手続きを受け付けてもらえない。	変更	・FRO書面での手続きを認めて欲しい。	・ e FRRO (外国人登録の電子化)
12. 政府調達						
1	日鉄連	政府調達における国内鋼材・鉄鋼製品の優先調達	・2019年2月、政府調達における国内製品優先調達に関するパブコメを実施。鋼材、鉄鋼製品、鉄鋼生産設備の政府調達に当たり、一定の現地調達を求める内容となっている。	継続	・制度導入回避。	
2	日機輸	政府調達における国内鋼材・鉄鋼製品の優先調達	・インド国営石油会社（ONGC、Oil India等）は、地場の国内鋼管メーカーを優遇する政府政策があり、海外サプライヤーには応札の機会すら与えられていない。	継続	・一定の優遇措置を国内メーカーに与えるにせよ、海外サプライヤーにも応札機会を与えて頂きたい。	・ DMI&SP (Domestically manufactured iron and steel products) Policy
3	日機輸	政府調達における入札者及び下請け企業の事前承認制度の煩雑さ	・インドにおける全てのMinistries/Departments of the Central & Provincial Governments & Central Public Sectorの実施する入札案件に関して、特定の国の入札者(※)は入札者及びその下請け企業を事前に申請しインド政府から承認を受けなければならない。 ※対象国：中国、パキスタン、ミャンマー、アフガニスタン（インドと国境を共有する国）	変更	・インド政府政策の緩和。	・ Indian Government Office Memorandum dated 23rd July 2020
4	日機輸	政府系入札案件のLetter of Credit案件の不安定さ	・L/C商談を否定するものではないが、あまりにもAmendや延期、変更などが多いインド政府系商談の現状から、商談現場は混乱とコストアップに悩まされている。（場合によっては銀行による意図的なAmend発生も許容されているのではないかと疑問もある。例：Amend時に別のスペルミスを生じさせるなど）	継続	・政府系商談におけるL/C取引（信用状取引）を辞めるよう、マクロでの形成合意は不可能でしょうか。	
13. デジタル・データ関連の問題						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	会社法改正による財務データをインドに保管、及び監査証跡の義務化	・会社法改正により、財務データをインドに設置するサーバに毎日バックアップする事が義務化された。当社のインド拠点はインド国外にデータを保管するものの、いつでも最新データにインドからアクセスできる状態にあり、インドに設置するサーバにデータを保存する理由が不明であり、対応には多額のコストが掛かる。 また決算システムについて、監査証跡が残るソフトウェアを使用する事が義務化されたが、通常グローバル企業が使用するERPでは対応しておらず、各社対応が困難な状況。	新規	・いずれもインド国外でも活動するグローバル企業にとって参入障壁となるため、当該法律の廃止を要望する。	・ MCA's amendment to the Rule 3 of the Companies (Accounts) Rules, 2014 (the "Accounts Rules") ・ Amendment on April 1, 2023 ・ Amendment on 5 August 2022.
15. 新型コロナウイルスに起因する問題						
1	自動部品	金属及び金属製品の品質管理令(BIS-QCO)による材料流通規制	・ばね材料の輸入にあたり、最終出荷者（線材メーカー）はインド鉄鋼省よりインド標準規格局（BIS:Bureau of Indian Standards）認証を取得することを求められている。ばね材料の管理令に対して2020年4月に申請したものの、Covid-19により認証作業が遅れており、未だに材料を輸入することができない。客先への納入欠品の代替策として母材の状態を入力し、インド国内で加工しており、輸入時の輸送効率が悪く結果的に採算性が悪化した状態で生産している。	継続	・鉄鋼省及びBISにおける品質管理令（QCO：Quality Control Order）に係る業務の迅速化、疎通の円滑化をお願いしたい。 ・鉄鋼省及びBIS側の業務停滞に起因する追加費用やペナルティの補償をしてほしい。	・ BIS license IS9550
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負荷が増大している。	継続		
99. その他						
1	日農工	港湾の労働争議、混雑	・ストライキ見込みや混雑による物流業務の遅れ、及び運賃の高騰。	新規	・安定稼働。	
2	日鉄連	商用鉱山の採掘権益失効	・MMDR Act 2015（改正鉱山法）に基づき、商用鉱山の採掘権が、権益取得後50年、或いは2020年3月31日に失効する。 失効後は、鉱区探査後にオークションを経て新採掘権者が決定され、（環境・森林使用認可後、）生産再開までに時間を要すると見込まれる。	継続	・手続きの簡素化等のスムーズな移管手続き・運用。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6. 雇用						
1	日商	労働者に過保護な労働法	・労働法が労働者保護に極端に傾いているため、働きぶりに問題がある者、問題を起こした者などを解雇するのが非常に難しく、労働者側に問題がある場合でも労働裁判で企業に支払いが命じられることが普通。また労働裁判も非常に時間がかかる。企業の業績が悪くても労働者の解雇は非常に難しい。	継続	・労働者保護に極端に傾いている労働法を企業保護も考慮したものに変更してもらいたい。	・労働法

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	調整関税引き上げ	・2015年12月1日、歳入不足に伴い、輸入贅沢品に対し調整関税※（Regulatory Duty）の引き上げを実施し、一部鉄鋼製品が従来の税率から調整関税が引き上げられた。 2021年7月、熱延薄板とステンレス鋼板の輸入関税撤廃。	継続	・調整関税の引き下げ・撤廃。	
2	日鉄連	EXTRA DUTY 賦課	・1995年9月29日、金融引き締め政策の一環として、USANCE付L/Cでの輸入にはCIF価格の6%のEXTRA DUTY（SOURCE UTILIZATION SUPPORT FUND）が賦課。98年には税率が6%から3%に変更され、2007年も3%適用。	継続	・制度の撤廃。	
3	日機輸	自動車部品の輸入制限	・自動車政策による輸出ターゲットが達成されなかったことを理由として政府が2023年10月以降の部品輸入を認めない事態が発生。2023年12月まで暫定延長された後、暫定的に更新される事態が継続している。日本政府及び大使館を通じて改善を求めているが解消していない。暫定延長が認められていない企業もあり、国際ルールに則り、規制の撤廃を期待する。	継続	・大使館・民間レベルで協議中なるも甚大な影響があるため輸出ターゲットを起因とした輸入規制の撤廃を期待する。	
4	日鉄連	輸入QUOTA制	・1998年7月24日、輸入抑制のため、HRC、厚板/中板でそれぞれ45万トン、CRC/SHEETで10万トンの免税枠を設置。需要家が過去実績、能力に基づき通商省に枠を申請し許可される。枠外のEU以外からの輸入はHRC、厚板/中板で22.5%、CRC/SHEETで30%。価格上昇、需給タイトにより実害が少なくなったため、近年適用されておらず、2006年に半国営ミルErdemirの完全民営化が実施され、今後も適用しない可能性が大きい。	新規		
4. 為替管理・金融						
1	電機工	外貨送金規制	・外貨準備不足で、中央銀行が外貨支出を厳しく規制するため、お客様との取引が阻害される状況が散見される。	継続		
2	日機輸	外貨送金規制	・2023年6月に外貨送金規制は撤廃されたが、各商業銀行の外貨不足により輸入決済におけるL/C開設の遅れ等、パキスタン企業向け輸出取引が滞る事象が依然残っている。 配当金、通関を伴わないサービス費用の送金も順次古いものから送金が許可されはじめているが遅延が発生しており、解決していない。 2024年は、IMF及び中東諸国からの支援を得て、パキスタンの外貨不足が解消された。 また、個別企業の輸入決済以外のサービス費用の送金についても、一部遅延が見られたが、2024年5月及び10月に大使館から政府・パキスタン中銀に対して送金遅延に関する改善要望及び各企業の送金遅延リストを提出いただき、ペンディングは解消した。	変更		
3	自動部品	海外送金規制、送金手続の煩雑・遅延	・過去に国として外貨準備高が不足し、海外送金が不能な時期があった。 その際に海外送金できなかった分の一部が未回収となっている。 （各種方策検討中）	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	自動部品	外貨準備高不足	・パキスタンの外貨準備高が不足しているため、輸入制限がかかり、現地生産に必要な部品の調達ができないため、客先の生産台数の減少により、収益悪化。	継続		
5. 税制						
1	日機輸	税制の頻繁な変更	・自動車関連税制が頻繁に変更され、先の計画が立てにくい。(FSが困難) (カラチ)	継続	・中長期的な明確・具体的な自動車産業振興政策の策定。	
2	日機輸	免税措置の未実施・一方的な撤回	・該社は10年間法人税無税の恩典を認可されているが、原材料輸入時と製品販売時に前払い法人税を源泉されている。2021年の法整備により免税措置が明確化され、支払済みも順次還付も進んでいたが、2022年より法人税の一種である売上高税(売上×1.25%)の免除が一方的に撤回。これにより、該社はFBR(パキスタン歳入庁)を相手とし、シンド州高等裁判所での提訴に踏み切った。2024年に改めて免税措置が復活するものの、FBRは徴収済みの2022年、2023年分に関しては遡及還付の方針はなく、該社は今後も係争を継続方針。	変更	・既に支払済の前払い法人税を還付頂きたい。	・ Special Economic Zones Act, 2012, 126E項
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	医機連	医療機器規制運用の不透明	・パキスタンの医療機器規制について運用実態が不透明な部分がある。現地代理店からの情報として、2024年から医療機器規制が適用される見通しであり、下記ウェブサイトから情報を得ようとするものの、タイムラインや詳細に関して不明確である。またリンクもダウンすることがあり、確認出来ない状態が続くことがある(現在はアクセス可能。) <a href="https://www.dra.gov.pk/">https://www.dra.gov.pk/</a> また、代理店を通して書類を提出したが、現時点はまだDRAからフィードバックがもらっていない。	継続	・医療機器規制についてのタイムラインや詳細等について明確にして欲しい。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負荷が増大している。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日農工	優遇政策縮小	・バングラデシュにおける食糧生産の増加には、農業の機械化が不可欠であり、その推進には農業機械への補助金が重要な役割を果たしてきた。しかし、2024年9月の暫定政権発足以降、補助金の支給および政府向け入札案件が完全に停止している状況。	新規	・補助金事業の再開。	
2	日機輸	エネルギー価格、税率の唐突な制度変更	・産業向けガス価格フォーミュラの一方的な変更、唐突な付加価値税（Value Added Tax : VAT）・一般関税（Custom Duty : CD）の税率改定等、業界への影響を考慮しない制度変更が行われている。	新規	・業界団体・関係者との対話・合意の下の政策決定を求めたい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	高輸入関税	・バングラデシュへの製品の輸入に対し、課せられている関税が非常に高額である。（最高税率のもので837%）。自動車等、特に機械系の製品に課せられている輸入関税が高額であり、日系企業にとって投資阻害要因となっている。	継続	・高額輸入関税の見直し。	
2	日機輸	恣意的な関税適用	・中古車輸入業者によるアンダーバリューが発生しており、新車販売ビジネスにも悪影響が及んでいる。	継続	・税関にはアンダーバリューの取り締まりや適正な輸入価格の査定をお願いしたい。	・関税ブック及びその運用
3	日農工	HSコードの要請桁数相違	・バングラデシュの銀行信用状では常に8桁のHSコードを要求される。一方で中国などの原産地証明は6桁で発行される。	新規	・各国のHSコード対応の統一性を要望する。	
4	日機輸	原産地証明書申請手続きの煩雑	・繊維機械の部品・パーツは数十～百種類を一括出荷するが、それぞれの原産地証明書を提出しなければ通関できず対応に苦慮している。	継続	・輸入プロセスの簡素化・迅速化を求めたい。	
5	日機輸	通関手続の煩雑・遅延	・日本ODAに基づく機材輸出に関してバングラデシュでは輸入税の支払いが必要であるが、バングラデシュ施主側の輸入税の支払遅延が発生・長期化し、通関遅延が生じる。	継続	・省庁間のスムーズなコミュニケーション。	・関税ブック
6	自動部品	輸出入手続きの非デジタル対応	・貿易書類のデジタル化が進んでおらず書類を紙で郵送するため、短いリードタイムでの輸出手配を余儀なくされている。	継続	・貿易書類のデジタル化を進めて頂きたい。	
7	日機輸	L/C要求条項の煩雑	・L/C要求条項が多岐にわたり煩雑である点。	継続	・インド、ベトナム等近隣諸国に倣い、LC要求内容の簡素化を求めたい。	
8	電機工	海上保険付保	・弊社は第三国EPCとバングラ向け機器提供のCIF契約を締結した後、バングラでは海上保険の付保規制があることが判明。最新のImport Policyはベンガル語版しかなく、日本側保険会社による付保可否の確認で混乱した。	継続	・Import Policy Order 2021-2024 英語版の発行。	・Import Policy Order 2021-2024第二章第五条5項
9	日機輸	港湾の未整備による通関手続の煩雑・遅延	・チョットグラム港の未整備による港湾荷捌き能力の低さから、本船到着後に多大な時間が掛かる。荷捌き時間が要因となって、バングラデシュ行きを了承する船社の減少、輸送費用の割高化などの課題を引き起こしており、マイナススパイラルが生じている。	新規	・投資家のみならず、国民、国のためにもならないため、港湾整備ならびにオペレーションの高度化を着実に推進願いたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	送金手続きの限定・不明確	・バングラデシュへの輸入はそのほとんどがL/C決済となっており、T/T決済での輸入取引が極めて限定的である点。	継続	・TT送金の申請・許可プロセスの明確化及び迅速化、また上限額の撤廃、書類提出期限の柔軟化を求めたい。	
2	日機輸	金融手続の遅延	・LC支払遅延等の送金・決済手続きに問題があることは、頻繁に指摘されているが、それ以外の手続きも全て時間がかかっており、行内での情報共有・迅速な手続きが求められる。 例えばPerformance bondの金額・期限変更一つとっても、担当者が長期不在にしている場合、全く手を付けられないことが多い。また、担当者へのメール・電話でのコンタクトを試みても、無反応のことが多々ある。手続きだけの為に、直接訪問しなければならないのは非常に非効率である。	継続	・行内での情報共有(担当者を複数人配置する等)、迅速なレスポンス・手続きを要請。	
3	日機輸	銀行決済の遅延	・バングラディッシュ側のL/C開設者(輸入者)がOpening Bank(バングラディッシュの民間銀行)に対して支払済にも関わらず、Opening銀行が支払いを1~3カ月程Advising銀行(邦銀)への支払いを停止している。	継続	・支払期日の厳守。	
4	印刷機械	銀行機能不全	・バングラディッシュ銀行からJPY建てL/Cを開設する際 ①JPYと100%同額のBDTを預けない限り、バングラディッシュの銀行はL/Cを開設してくれない。 ②日本の殆どの銀行がバングラディッシュ銀行から開設されたL/Cを受け取ってくれない。	継続	・バングラディッシュ銀行が客先に与信を与えて欲しい。 ・また、日本の銀行もバングラディッシュ銀行のL/Cを受け取って欲しい。	
5	日機輸	不良債権の黙認	・中央銀行による不良債権の区分が、支払期日到来後から下記のように区分されている。民間銀行は海外への支払いを行わず、不良債権を出している企業は存続している。そもそも期日通りに支払わないことを認めている。 -3カ月以内：Special mentioned account -3~6カ月：Low quality default loan -6~9カ月：Suspicious default loan -9~12カ月：Bad default loan	継続	・支払期日の厳守。	・中銀通達(Prudential regulation for banks selected issues of Jan, 2014)
5. 税制						
1	日機輸	新旧VAT法による二重課税	・【問題点】 2019年7月に新VAT法が施行されたものの、インプットVATの控除において旧VAT法との整合性が取れていない部分があり、混乱を引き起こしている。その結果、VATの二重課税が発生している。 【改善が図れた点】 2019年11月日本大使館主導でバングラデシュ国政府・財務省、内国歳入局(NBR：National Board of Revenue)との折衝が為され、既存案件については、旧VAT法における二重課税防止条項が適用されることが確認された。一方、資材の供給については対象外との見解があり、以前としてVATの二重課税問題は残っている。	継続	・二重課税の防止。	・The Value Added Tax and Supplementary Duty Act, 2012 as well as the Value Added Tax and Supplementary Duty Rules 2016

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	セキュリティークリアランス取得手続きの不透明・遅延	・駐在員のWork Permitの取得については以前と比較しスムーズになっているが、セキュリティークリアランス（身元保証書）の取得に時間がかかり、結果、ビザの延長ができず、海外出張など出国、入国に支障が出ている。	継続	・セキュリティークリアランスの取得手続きの透明化、迅速化を求めたい。	
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	商標権出願審査の長期化・手続の不備	・商標登録出願の審査に時間がかかり過ぎる。同国の模倣品対策強化するために、2013年に商標登録出願を行ったが、2022年時点、審査通知が未着である。（意匠権は、出願から1-2年で迅速に登録されている）	継続	・審理の迅速化。	
2	時計協	商標権変更申請手続きの遅延	・変更申請（住所変更、名義変更など）の手続きに時間がかかりすぎる（8年以上経過しているが終了していない）。	新規	・変更申請手続きの迅速化を要望する。	・商標法など
3	日機輸	商標権変更申請手続きの遅延	・変更申請（住所変更、名義変更など）の手続きに時間がかかりすぎる（8年以上経過しているが終了していない）。	変更	・変更申請手続きの迅速化を要望する。	・商標法など
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	有害電子廃棄物管理規則の不明確	・2021年6月、バングラデッシュは「The Hazardous Waste (e-waste) Management Rules 2021」を公布したが、事業者が順守すべき内容の一部（情報開示の要領や、EU RoHSでは認められている除外規定の現地での認否など）が不明確であることを懸念している。	継続	・法令を遵守した事業展開を継続するためにも、順法対応手順を明確化した公式なガイドラインなどを現地当局が早期に発行するようお願いしたい。	・ The Hazardous Waste (e-waste) Management Rules 2021
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	政変・政権交代に伴う前政権下承認案件の取消し	・2024年8月の政変後、組織された暫定政権により、前政権下のSpecial Actに基づき承認されていた再生可能エネルギー発電プロジェクトの多くが承認取消しとなり、新たに入札手続きにかけられることとなった。暫定政権→新政権への移行時の見通しも立てづらく、投資の参入障壁となっている状況。	新規	・適切な法運用による予見性の向上。	・ Speedy Enhancement of Power and Energy Supply Act (Special) Act, 2010
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負荷が増大している。	継続		
99. その他						
1	日機輸	エネルギーの安定供給	・財源不足に伴い燃料調達が遅れ／不足し、エネルギー供給が不安定となっている。	新規	・財源が限られている中の難しさを理解するも、エネルギーの安定供給	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					に重きをおいた政権運営を願いたい。	

2025 年版  
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

---

2025 年 9 月

連絡先： 日本機械輸出組合  
通商政策グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail [tohshi@jmcti.or.jp](mailto:tohshi@jmcti.or.jp)

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会)

---

禁無断転載